

# 目 次

第1号（9月13日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	3
出席議員 .....	4
欠席議員 .....	4
事務局職員出席者 .....	4
説明のため出席した者の職氏名 .....	4
開 会 .....	4
会議録署名議員の指名 .....	6
会期の決定 .....	6
諸般の報告 .....	6
議案第56号 平成28年度津奈木町一般会計補正予算（第4号） .....	7
議案第57号 平成28年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） .....	2 2
議案第58号 平成28年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） .....	2 3
議案第59号 工事請負契約の締結について .....	2 4
認定第1号 平成27年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について .....	2 5
認定第2号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて .....	2 5
認定第3号 平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定 について .....	2 5
認定第4号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て .....	2 5
認定第5号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て .....	2 5
認定第6号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て .....	2 5
認定第7号 平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て .....	2 5

同意第1号	津奈木町教育委員会教育長の任命同意について	26
同意第2号	津奈木町教育委員会委員の任命同意について	27
報告第3号	平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	27
報告第4号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について	28
報告第5号	専決処分事項の報告について	29
発議第2号	平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書(案)	29
散会		31

### 第2号(9月20日)

議事日程		33
本日の会議に付した事件		33
出席議員		33
欠席議員		33
事務局職員出席者		33
説明のため出席した者の職氏名		33
開議		37
一般質問		37
5番	橋口知恵子君	37
2番	本山真吾君	50
4番	久村昌司君	62
散会		67

### 第3号(9月29日)

議事日程		69
本日の会議に付した事件		69
出席議員		70
欠席議員		70
事務局職員出席者		70
説明のため出席した者の職氏名		70

開 議 .....	7 1
認定第 1 号 平成 2 7 年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について .....	7 1
認定第 2 号 平成 2 7 年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について .....	7 1
認定第 3 号 平成 2 7 年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について .....	7 1
認定第 4 号 平成 2 7 年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について .....	7 1
認定第 5 号 平成 2 7 年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について .....	7 1
認定第 6 号 平成 2 7 年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について .....	7 1
認定第 7 号 平成 2 7 年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について .....	7 1
議員派遣の件 .....	7 9
議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 .....	7 9
総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件 .....	7 9
教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件 .....	7 9
閉 会 .....	8 0
終 了 .....	8 1
署 名 .....	8 2

津奈木町告示第31号

平成28年第3回津奈木町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年8月29日

津奈木町長 西川 裕

- 1 期 日 平成28年9月13日
  - 2 場 所 津奈木町議会本会議場
- 

○開会日に応招した議員

上村 勝法君	本山 真吾君
澤井 静代君	久村 昌司君
橋口知恵子君	柳迫 好則君
川野 雄一君	寺本 信介君
村上 義廣君	林 賢二君

---

○9月20日に応招した議員

---

○9月29日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成28年 第3回 (定例) 津 奈 木 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成28年 9月13日 (火曜日)

---

議事日程 (第1号)

平成28年 9月13日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第56号 平成28年度津奈木町一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第5 議案第57号 平成28年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第6 議案第58号 平成28年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第7 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 認定第1号 平成27年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 同意第1号 津奈木町教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第16 同意第2号 津奈木町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第17 報告第3号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第18 報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について
- 日程第19 報告第5号 専決処分事項の報告について

日程第20 発議第2号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める  
意見書（案）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第56号 平成28年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第57号 平成28年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第58号 平成28年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 認定第1号 平成27年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第10 認定第3号 平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第11 認定第4号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第12 認定第5号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第13 認定第6号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第14 認定第7号 平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第15 同意第1号 津奈木町教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第16 同意第2号 津奈木町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第17 報告第3号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第18 報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告に  
ついて
- 日程第19 報告第5号 専決処分事項の報告について
- 日程第20 発議第2号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める  
意見書（案）

---

出席議員（10名）

1 番 上村 勝法君	2 番 本山 真吾君
3 番 澤井 静代君	4 番 久村 昌司君
5 番 橋口知恵子君	6 番 柳迫 好則君
7 番 川野 雄一君	8 番 寺本 信介君
9 番 村上 義廣君	10番 林 賢二君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 久村 庄次君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	西川 裕君	副町長 ……………	山田 豊隆君
教育長 ……………	塩山 一之君	総務課長 ……………	林田 三洋君
総務審議員 ……………	吉澤 信久君	振興課長 ……………	倉本 健一君
振興審議員 ……………	下川 秀美君	振興審議員 ……………	財部 大介君
住民課長 ……………	新立 啓介君	住民審議員 ……………	五嶋 睦子君
教育課長 ……………	椎葉 正盛君		

---

午前10時00分開会

○議長（林 賢二君） 皆さん、おはようございます。ただいまから平成28年第3回津奈木町議会定例会を開会を致します。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

「暑さ寒さも彼岸まで」という言葉がありますが、9月に入りまして、ここ数日ではございますが、秋の気配もめっきり感じるが多くなりました。御承知のとおり、ことしの夏はもう記録的な猛暑日が続きまして、熱中症です、ね、病院へ搬送される1日の件数が、何か熊本県がですね、全国1位になったこともあったそうでございまして、また本町におきましては、役場のクーラーが故障致しまして、職員の皆さん方には、暑い中でのお仕事大変だったろうなと

いう思いがしております。

議会におきましても、6月の定例会、また7月の臨時会、汗を拭きながら開会をしたことを思い出しております。今後このようなことがないようにですね、願うものであります。どうぞ健康等にもですね、皆さん気をつけていただきたいと思います。

さて、本日は議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の中、御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、平成28年度補正予算を初め、平成27年度歳入歳出決算の認定など、多数の案件が上程をされております。議案の内容等につきましては、詳しく提案理由の説明があると思いますが、議会と致しましては、これらに十分検討を加え、町政運営に反映すべく努力したいと思っております。

議員各位におかれましては、本議会の審議に御精励くださり、適切妥当な議決に達せられますよう念願を致しまして、開会の挨拶と致します。

ここで、町長からの発言の申し出がっておりますので、これを許します。町長、西川裕君。

**○町長（西川 裕君）** 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成28年9月津奈木町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第3回津奈木町議会を招集致しましたところ、議員の皆様全員お元気にて本定例会に御出席を賜り、まことにありがとうございました。

議長のお話のとおり、ことしの夏は特別暑い日が続き、庁舎の冷房機の故障により一段と暑さを感じる夏で、議員の皆様方にも大変御迷惑をおかけ致しました。9月に入り、残暑厳しいものの、朝夕は大分過ごしやすくなったように思われます。ことしの夏は猛暑続きの上、一月余り雨にも恵まれませず、農家の皆様方は散水に追われ、大変御苦勞の多かった夏ではなかったかと思っております。

さて、熊本地震から5カ月、余震は少しあるものの、ようやく被災自治体も復興への道筋が立ってきたように思われます。私も全国治水砂防協会からの役員、それから国・県の方々とお見舞いかたがた、被災現場を回ってまいりました。個々の家への被害は皆様御存じのとおりでございますが、西原村、益城町では、町全体が1メートル以上下がっているため、上下水道、特に河川や堤防を含め、下流域より下がってしまったため、堤防、橋、道路などをつくり直すのに莫大な予算が必要になります。

また、阿蘇地方では山腹崩壊が多数散見され、今後の土砂災害が危ぶまれております。

本町も、今回の地震では被害を免れましたが、近くには日奈久断層帯がある以上、防災に対し、常日ごろより努力するの必要を感じております。

世界に目を向けますと、ブラジルのリオオリンピックも日本選手が目覚ましい活躍により、多

くのメダルを獲得致しました。いよいよ2020年、4年後は東京でオリンピックが開催されます。1964年、東京オリンピックが行われて以来、55年ぶりの日本でのオリンピックの開催となります。再び東京オリンピックでの日本選手の活躍を期待するものでございますが、その間、東北震災、熊本震災の復興と東京オリンピックの競技施設の建設やアクセス道路の整備などで、公共工事資材関連が高騰するのではないかと考えられます。私たちも、やらなければならない公共工事には、経済状況を見ながら行わなければならないと思っております。

本定例会に上程致しました案件は、平成28年度一般会計を初め、特別会計の各補正予算と人事案件で、教育長、教育委員の承認案件、また平成27年度の行政の成果を示す決算の認定など、いずれも重要な案件ばかりでございますので、十分なる御審議をお願い申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（林 賢二君） これから本日の会議を開きます。

その前にですね、暑い方はですね、上着取られても結構でございますので、御自由をお願いしたいと思います。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（林 賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、6番、柳迫好則君、7番、川野雄一君を指名をします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（林 賢二君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、さきに開催されました議会運営委員会において、本日から29日までとの答申をいただいております。よって、本日から9月29日までの17日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月29日までの17日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（林 賢二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6月15日から17日までの3日間、第2回定例会を開催。

6月27日、津奈木町光ブロードバンドサービス「つなぎチャンネル」開始セレモニーが開催され、議員出席。

7月7日、中山間地域総合整備事業総会が芦北町役場で開催され、議長出席。

7月8日、水俣・芦北地域振興財団理事会が熊本テルサで、また同日、水俣・芦北地域振興推進協議会役員会が広域行政事務組合庁舎で開催され、議長出席。

7月4日、議会運営委員会を開催。

7月11日、第1回臨時会を開催。

7月14日、国土交通省九州地方整備局への要望活動に議長出席。

7月19日、水俣・芦北地域振興推進協議会と熊本県水俣・芦北地域振興推進委員会との意見交換会が熊本テルサで開催され、議長出席。

7月25・26日、水俣・芦北地域振興推進協議会等による関係省庁及び地元選出国會議員に対する要望活動に議長出席。

7月29日、広域行政事務組合臨時議会が広域行政事務組合庁舎で開催され、正副議長出席。

8月1日、平成28年度町村議会正副議長研修会が自治会館で開催され、正副議長出席。

8月23日、常任委員長・議会運営委員長研修会が美里町文化交流センターで開催され、各委員長出席。

9月2日、議会全員協議会を開催。

9月6日、議会運営委員会を開催。

また、代表監査委員による7月、8月、9月に実施されました例月出納検査の結果と平成27年度決算に係る審査結果の報告がっております。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第56号 平成28年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）

○議長（林 賢二君） 日程第4、議案第56号平成28年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第56号平成28年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

まず、歳出の主なものから御説明申し上げます。

総務費では、一般管理費で、出先機関の電算システムに係る通信回線を無線から光回線に切りかえるために必要な業務委託料を計上致しております。

財産管理費では、倉谷工業団地内の産業廃棄物を複数年かけて処理しますので、本年度に必要

なその運搬・処分に係る委託料を計上致しております。

民生費では、障害者福祉費で、障害児の通所支援利用者の増員により障害児通所給付費等を増額、障害福祉サービス費などで、給付費は前年度利用実績に基づき、国・県への負担金返還金を追加計上致しております。

農林水産業費では、農業振興費で、国の地方創生加速化交付金の採択を受け実施します「小さくて強い産業の創造による仕事づくりプロジェクト」を推進するため、事業に当たります職員の時間外勤務手当を追加致しております。

土木費では、住宅管理費で、シロアリ被害を受けました赤崎団地の屋根修繕工事費を計上致しております。

災害復旧費では、農業災害復旧費で、平国下地区の小浜の農地災害復旧工事費を計上、林道災害復旧費では、林道倉谷上小場線の災害復旧工事費を計上致しております。

歳入について御説明申し上げます。

地方交付税では、普通交付税の交付決定に伴い、増額致しております。

分担金及び負担金では、農地災害復旧事業に係る個人からの分担金を追加、国庫支出金では、障害児入所給付費等負担金を増額を致しております。

県支出金では、農業施設等補助災害復旧事業補助金を追加、繰入金では、財政調整基金繰入金を減額致しております。

歳入歳出補正総額は2,960万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,190万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入は8ページから9ページ、歳出は10ページから14ページです。

歳出から質疑を行います。10ページ、11ページです。5番、橋口君。5番。

○議員（5番 橋口知恵子君） 5番、橋口です。10ページの財産管理費の中で、今回13番の委託料ですね、その中で倉谷地区の産廃のほうの処分の出てるんですけども、これはどういう計画でされるのか、お願いします。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

倉谷工業団地敷地内にあります産業廃棄物ですが、木毛セメントがございますが、その管理がですね、一応不適切だということですね、平成27年度に熊本県から改善命令を受けております。これに伴いましてですね、本町では昨年、管理工事を行いまして、振興課において改善計画

書を作成し、熊本県知事宛てに提出しております。

この内容にはですね、計画書の内容には、平成28年度から約10年間かけて計画的に処分するというふうにされておまして、今回の産廃の量が確定した関係で、今回補正に提出することとなりました。

一応、倉谷工業団地にあります総産廃量が約934トン、年間処理を93トン、いわゆる10年、1年間に93トン処理する方向で現在のところ考えております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 5番、橋口です。10年かけて、これを処分するということですが、じゃあ10年よりか、もうちょっと早くというのはできないんですか。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） 以前ですね、5年計画で一応処理しようということで計画を立てましたところ、財政的にですね、この倍以上になる関係もありましてですね、一応長期的なスパンでですね、財政的に無理がないような計画でしようということで、今回10年計画ということにしております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 無理がないようにということですが、やはり10年後というのは、やはり何かを使うということなんですよ。利用するというか、工業団地ですので。

だから、10年以内にまでできれば、利用することもですね、早くできるんじゃないかって思いましたので、今の10年、財政的にということでしたので、10年で作るということになりました。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） ちょっと追加で答弁しますけども、実際、木毛板ですね、木毛板。木毛板って、セメントと松の木をスライスしたやつをまぜて、天井みたいなのに張るような状況ですが、私たちの感覚からすると、セメントと木くずですので、大したあれじゃないんじゃないかと軽い気持ちでおったんですが、やはり一旦廃棄をしますと、産業廃棄物だということで、厳しく県からの指摘がございました。

そういう点ではですね、跡地の利用につきましては、今それを掘り出しまして、ちゃんとしたコンクリを張って、浸透を防いだところに積んであるわけですね。これは今の利用としては、一番片隅に置いておりますので、別に、仮に企業がですね、ここを貸してくれと、これ売ってくれという場合が、もちろん売ってくれの場合は取り除かなきゃいけませんけども、利用する分には、

非常に余り影響のないところに保管してございますので、まあ安心かと思っております。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 11ページの社会福祉総務費ですね。この中に13番の委託料5万2,000円、平国コミュニティセンター管理委託料というのを計上してあります。

多分6月に管理条例つくって、規則はそのとき見せてもらえなかったんですが、その規則もできたということで、そのときに質問したのが、平国地区にですね、前のやっぱり同じ施設があったから、負担増にならないようにということで質問をしたんですが、今回新たに委託料から初めて、前は取ってなかったと思うんですね。これを取った理由と積算根拠について、2点についてお尋ねします。

○議長（林 賢二君） 住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） 管理委託料につきましては、7月の臨時会の折に条例を制定させていただきました。この中で、センターの設置目的を効果的に達成するために、次に掲げる管理業務の執行を地区自治会等に委託できるということで制定をさせていただきました。その後、規則を公布させていただきました。

今回の管理委託に関しましては、平国の上・下両区長さんと契約を締結致しまして、業務委託契約ということで行っております。

内容としましては、センターの維持管理と、あと利用者に対する受付業務ですね。今回条例で定めました料金に基づきまして、使用料を徴収をしていただくということをお願いしています。

従来は、地区独自でですね、料金設定をされて徴収をし、それを原資として電気代、水道代等の支払いをされておりました。

今回は、委託料としまして月額5,000円、利用料の実績が5,000円を超えた場合はですよ、3・四半期ごと、毎月じゃなくて、3・四半期ごとで精算をして、その後はまた地区のほうに委託料として返すということで、現在契約を結んでおります。

昨年の実績からいきますと、年間8万9,000円ぐらいの実績がありまして、月に換算しますと、大体7,400円ぐらいということで、地区としましてはですね、大体1回の料金が1,000円ぐらい取っておられたということがありまして、今回の条例では、使用料が基本料金としてホールを使った場合、昼間が420円、夜が630円です。これ3時間限度ですけども、こういうふうになっておりますので、使用料の収入も多分減るだろうということで予定をしております。

まだ始まったばかりでですね、どのぐらい実際使うのかというのがわかりませんので、様子を見ながらですね、これも契約の、次年度以降ですね、変更も考えたいと。

それで、たっしゅか塾が併設をされておりますけども、これに関する経費は全額町のほうで負

担を致しますので、地区に対しての負担というのは、そうまでもないかなというふうに私ども考えて、こういうような設定、契約をさせていただいております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 条例がそう書いてありますね、委託料を両者で話し合うと。

ただ、今聞きますとですね、5,000円、多分7,000円ぐらいだから5,000円で毎月決めたということですが、四半期ごとに収入がオーバーした場合は、また収入がそれよりも5万円よりもオーバーした場合、また払うというような今答弁ですので、その辺はもうすんなり、5万なら5万で決めたらどうかと思うんですが、町長、その辺はどうですかね。

今それと、あと一点は、類似施設がほかにもあると思うんですね、町が管理委託してる。その辺についても、やはり委託料を今後支払うつもりかどうかをお願いします。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 交流センターなんですけど、実際は平国の公民館みたいなもんですね。ほかの地区は、自分たちで全部賄わないといけない。平国だけは、そういった特権的に、今度は建物も町施設ができて、そして管理料あたりも、大体収入に見合う程度ですので、実際どれくらいかかるのかやってみないとわかりませんが、前のコミュニティセンターの費用等々を勘案してですね、今回は負担増にならないように決めたということでございます。

ただ、町の条例として使用料がございまして、それを取ってもらわなきゃいけない、あれがあるわけですね、手間暇が。それと、鍵をちゃんと管理する。そういうものがございまして、町施設といえ、非常に不便さを感じられることがあるかもしれないということで、地区に委託をして鍵、それから使用料関係の徴収、この辺をお願いするために、こういうような格好でしていると。

しかし、実際運営した場合どういうふうになるのか、まだわかりませんので、その辺もまた改定ということも頭に入れながら、十分勘案したいと思います。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。

暫時休憩します。

午前10時26分休憩

.....

午前10時27分再開

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） ほかの施設についてどうかということでございますが、赤崎漁村センターが町施設でございましたですね。それも地区に委託をしてございます。

ただですね、使用料は取ってないんじゃないかなと思いますけど。そのまま委託料の中で全部やってあるような感じですね。だから、大体は条例があれば、全部使用料はこちらに公金として入れていただいて、それから支払いは支払いとして、一旦とにかく使用料条例がある以上は入れてもらわないといけない、いう格好になるかと思います。

赤崎の漁村センター、そこはちょっと私も不勉強で知っておりません。誰か知ってる人があれば答えてください。

○議長（林 賢二君） よろしゅうございますか、執行部の方。ありませんか。7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 今言うように、条例に基づいてやっておることですので、お互い平国、赤崎とありますよね、お互いの話が行き交うので、お互いが納得するようにですね、今町長おっしゃったように、そういう方法でやっていただければと思います。

終わります。

○議長（林 賢二君） ほかにございせんか。5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 済みません、10ページに戻ります。5番、橋口です。

11番の美術館費の中で、これは備品購入費で絵画購入費がありますよね。結構毎年のように購入品がふえていると思うんですが、今回はどういうものか、参考をお願いします。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答えします。

今回購入予定としておりますのは、皆さんも御存じだと思いますけど、赤崎水曜日郵便局関連の書籍が出版をされております。こちらの表紙の絵、それと途中でですね、挿絵として6点ほど鉛筆のデッサンが入っておりますが、そちらの絵画合計7点ですね、こちらを赤崎水曜日郵便局の名残といいますか、そういった関連で購入したいということで予定を致しております。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） じゃあ、それを予定として、いつぐらいに美術館で展示するとか、そういうのは決まっていますか。まだ、一応予算ですから。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答えします。

具体的にいつごろ展示というようなことは、現段階ではまだ決定を致しておりませんが、この赤崎水曜日郵便局といいますのが、住民参画型アートプロジェクトというような事業で実施を致しておりますので、こちらの関連ということでですね、今まで数年間にわたって実施をしておりますので、そういった展覧会を今後計画を致して、その中でですね、皆さんに御披露したいというふうに考えております。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 本当に、この赤崎郵便局の分は、何か全国に広がった状態だったので、やはり表の表紙というのは、すごくきれいだったんですね。なので、そういう絵画が見られるというのは、すごくいいと思いますので、大いに利用していただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 今、審議員が答えましたように、いつっていうことは決まっておりませんが、購入してですね、恐らく今、本になっていますので、それと一緒に3階のですね、小展示場があります。そういうところで、なるべく早く公開をして、皆さん方に見ていただければと思って努力致したいと思います。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。12、13……7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 12ページの農業振興費の中に、職員手当として146万4,000円、かなり高額な金額であります。時間外勤務手当ということで計上してあります。この計上理由と積算根拠について、そしてどういうふうにするのかについてお尋ねを致します。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答えします。

今回の農業振興費の職員手当でございますが、こちらにつきましては、小さくても強い産業づくり事業の推進に伴います、職員の時間外手当ということで計上致しております。

本事業につきましては、8月2日の加速化交付金の決定を受けまして、9月から実施を致しておるところでございますが、これまで振興課自立振興班で担当しておりました業務に加えまして、新たな事業ということで、事業量が増加したものでございますので、それに伴います職員の時間外が必要だろうというようなことで予定を致しております。

積算根拠と致しましては、この事業内容をそれぞれをですね、分割を致しまして、各関連のある職員が担当するというふうなことで予定を致しております。

まず、全体的な総括ということで1名、それと町の直営事業、町がする部分等の事業でございますが、それとあわせて、小さくても強い産業会議というものを立ち上げまして、その会議のほうでですね、実際事業を行うことになるわけですが、そちらの事務局業務を振興課のほうで担当致しますので、こちらの事務局業務に携わる職員としまして1名、それとこの事業内容につきまして、各クラスター、6月の補正の段階で、全員協議会で御説明致しましたとおり、現段階で6つのクラスターを予定しておりますが、そちらのクラスターごともですね、支援を行う職員をそれぞれ割り当てております。

その関係でですね、職員7名分の9月から3月までの7カ月分を計上致しまして、約640時

間程度のですね、時間外を計上致しております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 9月から3月まで、職員の9名なんですかね、全体的。7名、1名1名総括と。それを640時間、まあ100時間はならんけどですね、月に換算したら。かなり超勤、今の手持ちの工事に、工事する事業量にまたふえるということですので、この辺は町長がグループ制というのが遺憾なく発揮できるかどうかをまた、10年過ぎたとき正念場になると思います。これが本当の姿だと思いますのでね、そう決まったならば、大変いいことだと思っております。

ただ、今言うようにですね、私も地方創生加速化交付金というのは、もう1回目は見事に落ちましたね。そして、2回目はやはり農業関係ということで、今回は通ったということで、やはりいろんな議会でも1次産業が総合戦略については少ないんじゃないかと、事業量がですね。そういうのを踏まえて、やっぱりこれを出されたということで、非常に今喜んでいるところでございます。

しかし、今言うように、いろんな分野にわたりますのでですね、職員をつけなくて大丈夫かなというような懸念もございますが、みんなでやるぞというのが一番大事だと思っております。

私は、非常にこれに期待をしております。農業全体をいろんな部分で、商工関係まで集めてやるということでございますので、余り無理をしないようにじゃなくて、無理をしてでもいいですから、これを本当のいいものにしていただいて、津奈木の活性化につなげていただければと思っております。

これが、やはりいろんな美術関係もありますけど、これが本当の姿になるんじゃないかと思っておりますので、これにはですね、町長のほうももし人間が足りないときは、グループ制ですので、それにいろんな知恵を持つてる人でもですね、選んでやるというような意気込みがあったらうまくいくんじゃないかって思ってます。

次にですね、基本的に今9月から、8月に決定をされて9月から始めたということで、多分きのうから有線と言うと、あれも関係あるんじゃないかならうかと思うんですね。何か30日まで申し込んでくれとか何とか。そういうので、できたら、わかっていたら、どういう方法で進めていくのか、スケジュール。

そして、一番大事なことはやっぱり計画とか何とか金があれば、ある程度できるんですけど、そのこのこれを入れるとですね、一番大事なことは、それをやる人がどう思うのか、その募集ちいうのは本当にこれ大事だと思う、今。これは本当に将来の津奈木のですね、人口減少とかいろんなことを言われてますけど、産業の振興にもこれがつながっていくんじゃないかと思っておりますので、

その辺がわかっていたら、その事業スケジュールとか、今後どのように進めていくか、お願いします。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答えします。

まず、小さくても強い産業づくり事業、こちらについて、詳細につきましては、前回全員協議会で御説明申し上げましたので省略致しますが、概要について御説明しながらですね、今後のスケジュールを御説明したいと思います。

まず、町で直営で行います事業と致しまして、この事業を運営します嘱託の職員、事業の事務の補助という形で1名募集を致しまして、こちらにつきましては、既に9月1日からですね、業務に着手していただいております。

それとあわせてですね、この事業全体のコンセプトづくりと申しますか、戦略を一応専門家のほうにですね、そういったマーケティングであったり、販売促進であったり、そういった専門家を招聘致しましてですね、こちらの方にですね、そういったコンセプトづくりをしていただくというような委託を予定を致しております。これにつきましてはですね、近々契約の予定でございます。

それと、町が直営で行います事業の最後でございますが、起業・業務拡大の補助金ということで、各事業実施されておられる団体の中でですね、今後新たな事業展開、例えば農業であれば、つくるだけではなくて、そこに一手間加えて加工であったりと、そういったものをぜひ実施したいと、そういった要望がございます場合に対応するためにですね、そちらの新たな事業用の機材でありますとか、そういったものの補助というようなことで事業を計画を致しております。

町の直営の事業と致しましては、以上、大きなもので3門でございます。

次に、小さくても強い産業づくり会議という協議会的なものをですね、1つ設置を致します。

これにつきましては、既に先週の金曜日、9日の日にですね、設置を終了したところでございます。協議会のメンバーと致しまして、農・林・水産業の各組合の代表者の方、それと町の商工会長、それと金融機関、町に熊本中央信用金庫ございますので、今後事業展開によりましては、その融資、こういったものも関係があるというようなことでですね、信用金庫の支店長に入っております。

それとあわせて、津奈木町というようなことで、協議会を既に設置を致したところでございます。

また、この協議会のほうで具体的に販売戦略、そういったものを考えていく必要がございますので、事業推進に当たりましてですね、そういった販売戦略にたけた方につきまして、アドバイザーというような契約を結びたいと考えてございます。こちらにつきましてはですね、一応今後、

契約を随時進めてまいりたいと考えております。

それと、あわせましてですね、今募集を致しておりますが、これにつきましては、一応6つ程度のクラスター、そういった団体でございますが、6つ程度の団体を一応応募をしていただきましてですね、その中から協議会のほうで選定を致しまして、審査を致しまして、その事業推進に係る費用につきまして助成をするというようなことで考えてございます。

こちらにつきましては、今、募集要項等ではですね、マガキであったり、かんきつ、アボカド、それと酒、そのほか6つ程度クラスターを想定を致しておりますが、具体的な名称が出ておりますが、単品ではなくてですね、複合的ですね、例えばマガキであれば、マガキだけではなくて、カキであったり海藻であったり、そういった新たな産品というようなことで考えておるところでございます。

こちらにつきまして、今現在募集を致しまして、今月いっぱい締め切るといようなことになりますので、早い段階でですね、補助金の交付ができればと考えておるところでございます。

次にですね、この協議会のほうで、農作業等ですね、受委託の共同システム、こちらにつきまして、特に農業に関しましてはですね、後継者等の不足から、農作業の受委託組織の構築というのがですね、叫ばれておりますので、こういった組織もできればというようなことで予定をしておるところでございます。

それとあわせましてですね、つくるだけではなくて、販売促進にも力を入れるということとで、こちらのほうも推進してまいりたいということで、物産館のホームページであったり、町の特産品に特化したカタログ作成、ダイレクトメールシステムの構築、特産品のポータルサイトもですね、コンテンツづくり、そういったものを予定を致しておるところでございます。

現段階ではですね、事業の進捗状況と致しましては、先ほど申しましたとおり、協議会の設置が既に終了致しまして、6クラスターですね、推進委託費、こちらのほうですね、募集を始めたということでございますので、随時ですね、環境が整い次第、事務を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） もう今、聞いただけで、すごい事業量になると思いますのでですね、これが本当の意味でも、津奈木の地方創生、津奈木町のそういう農業1次関係、これ1次関係だけじゃなくて商工会、みんな入ってますのでですね、これには本当にみんなで協力して、津奈木役場全体で協力して、当然議会も協力しなければならないと思いますので、やっていただければと思っております。

今までの事例として、やっぱり先ほど今、財部審議員から、小さくて強い農業のコンセプト作

成の中で核となるのを委託すると。当然これが270万ぐらいだったですかね、前、説明受けたのがですね。

この中で先ほど言った、小さくて強い産業の創造による仕事づくりで、協議会のメンバーをつくったと。これがよくタイアップしていかないとですね、なかなか後につながらんやったんです。

後は、何じゃ難しか言葉で、クラスターか何か6部門、マガキとか、サラたま、アボカド、林産材活用とか、そういう日本酒とか言うておりますのでね、この人たちがどうやってくれるかということになっていくと思いますので、これは本当に力を入れてやっていただければと思います。大変期待をしていますので、頑張ってください。

それと、任期は1年か3年か、そこだけ。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答えします。

事業の期間につきましてはですね、一応の目安を、これは国の交付金が入ってございますので、事業の効果等を検証しながら、3年度をめどというようなことで考えております。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 今までも補助金がある間と、交付金がある間ということでございますので、あとは町長のほうにお願いですが、もしこういう事業がですね、3年で終わらないよと、まだ単独でも出したがうまくいくというときは、その辺の予算のほう、よろしく願い致します。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 今、川野議員から地方創生に関する質問がございました。

第1次につきましてはですね、これは私どもが考えたのは、まず津奈木をPRしようと、世の中に。そのためには、例の裸島プロジェクトを組み込んで、その中から特産品、あるいは津奈木の商品売っていこうという戦略に出たんですが、政府の考え方は、竹下創生と違いまして、即効性がないとだめだと。

まず、人口減少に対して、やはり働く場所が田舎はないから人口減少が続いているんだと。だから、働く場所をふやせということが、まず第一にありました。

それから、地方創生の後にすぐ政府としては、一億総活躍社会というのが出てまいりました。女性も一緒になって働いてくれという話なんですけど、なかなか働き手っていうのが、田舎の場合、非常に高齢化になって難しい状況なんですけども、しかし資源があったり、何とか望みがかなえられるのは、やはり自然を相手にしてる第1次産業しかないだろうと。即効性的には企業誘致あたりがちょっと長くなりますが、企業誘致あたりが一番即効性はあるんでしょうけども、なかなか今、外国にいつてしまう。

そういう格好から、やはり内発型の、いわゆる1次産業を中心とした、そういった販売促進を生産を増加させる新たな農業、あるいは漁業に取り組むということから、これを一応つくり上げたわけです。

幸いにも4,000万近くの創生資金が来ました。しかし、これは1年こっきりじゃございませんので、恐らく三、四年、五年、地方創生に対する、この補助金はついてくるだろうと、これは想像です。と思いますので、やはりより成績を上げなければ、やはり補助金は来ませんよという状況ですから、やはり本当に実効性のある、そして確実にやはり売れていく、経済活動に結びつく、そして雇用につながるものに仕上げていかなければならないと思っております。

そういう点です、非常に難しい仕事ではございますけども、チャレンジ、座して死を待つんじゃないで、チャレンジ精神で、少しでもやっぱり第1次産業振興につながり、あるいは第3次の商工会等々の販売実績につながるものにつなげていければと思っております。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。9番、村上義廣君。

○議員（9番 村上 義廣君） 9番、村上です。隣の下の部分、段にありますが、同じ農林水産業費の水産業振興費、この中で、津奈木漁協に対しての補助金が出ております。26万、小さいですけどもですね、この内訳をちょっと説明願いたいと思います。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） 内容についてお答えしたいと思います。

現在、津奈木漁協に製氷施設ございますが、そちらの製氷施設の中です、氷をかき出す部分の、専門用語でレイクチェーンというらしいんですが、この部分がですね、劣化及び熊本地震の影響でですね、破損を致しております。

そちらの修理に関しまして、おおむね78万程度の費用がかかるというようなことですね、町のほうから一応3分の1をめぐにですね、補助をするというようなことで、今回26万円の予算を計上したところでございます。

○議長（林 賢二君） 9番、村上義廣君。

○議員（9番 村上 義廣君） 大変ありがたく思っておるところでございますが、この26万の補助金ですね、小さいですけどもですね、これよりもですね、私、以前に恐らく船揚げ施設のあれもお願いしてあったと思うんですが、そちらが先に多分お願いしてあったんじゃないかと思うんですよ。

ですが、こちらのこれとは、どんな順番的にどうなってるかをちょっとお伺いします。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） 恐らくレールの件でございますか。こちらにつきましてはですね、一応予算は計上してございますので、あと修繕を実施されるのを待つだけというような形だった

と思います。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。1番、上村勝法君。

○議員（1番 上村 勝法君） 1番、上村です。13ページのですね、社会教育総務費で、全国・九州大会出場助成金とありますが、それに何名ほど出場しているのか。また、前年度からのですね、その出場人員中の比率っていいですか、伸びているのか。

また、対象者は年齢が何歳からとか、所属している組織など、どのようなケースで対象者はなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（林 賢二君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） お答え致します。

一応出場者ですけれども、九州大会の出場者が19名ございます。それと、全国大会出場者が14名。延べですけれども、合計で33名分の大会出場の助成金という形になっております。一応この中にはですね、全国大会の中には3名がですね、文化部門の大会に出場ということになっております。

大会的には、九州大会につきましては、西日本の年齢別選手権水泳大会、あるいは全九州高等学校体育大会新体操大会、それから全九州高等学校体育大会の陸上競技大会、それと野球の九州選抜大会ですね。

それと、全国大会におきましては、全国高等学校総合体育大会、カヌー競技です。それから、全国高等学校総合体育大会の新体操競技。同じく、全国総合体育大会の陸上競技。それと、日本少年野球選手権大会、これも全国大会になります。あと、九州ブロックの少年団のバレーボール大会がございます。これには12名参加をしております。

最後に、まだ大会は終わっておりませんが、もう出場が確定している大会が、国民体育大会ですね、のカヌー競技ということでございます。

以上です。（「対象者というか年齢とか年齢」と呼ぶ者あり）

対象者はですね、昨年が14件の16名、41万ありました。今年が、先ほど言いましたように、33名、延べですけれども、合計で61万。この61万につきましては、まだ今後ですね、出てくる可能性がございますので、出てきた場合には12月で対応したいというふうに考えております。（「年齢は」と呼ぶ者あり）

年齢はですね、一応高校生が中心になります。あとは小学生がですね、バレーボールとか野球大会には小学生等が参加をしております。

○議長（林 賢二君） 1番、上村勝法君。

○議員（1番 上村 勝法君） そして、もう一つ、全国、九州、さらに国際大会とかあるかと思うんですけど、そのような場合、大体目安として、1名当たり幾らぐらいの額面で出されておら

れるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（林 賢二君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） 九州大会につきましては、1人1万円ですね。

それと、全国大会につきましては、3万円になってます。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） ただ、年齢もですね、今後、例えば国体選手、大人でですね、国体に行った場合、どうするんだという話になってまいりますね。これは学校教育、高校までという、対象はそういうふうになってると思いますが、これはいずれ検討しなきゃ、大人のいわゆる全国大会出場、これについてもやっぱりスポーツ振興という意味合いでもですね、何か旅費補助等々を考えなきゃならないのかな。

○議長（林 賢二君） 1番、上村勝法君。

○議員（1番 上村 勝法君） 津奈木町もですね、一応少子化で、子供が少なくなってるかと思えます。その中でですね、やっぱりお金に頼って、そういつて目的がそれでは、ちょっと方向がずれてしまうんですけど、やはり選手、保護者、物すごく負担になると思いますので、そのあたりを軽減していただくためにもですね、そして津奈木出身でですね、全国とかで活躍していきますよう、町として、なるべく排出していただきますよう力を入れていただきたいと思えます。

○議長（林 賢二君） ほかにありませんか。4番、久村昌司君。

○議員（4番 久村 昌司君） 4番、久村です。12ページ、土木費でですね、赤崎団地屋根修繕工事とあります。この内容の説明をお願い致します。

○議長（林 賢二君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） 赤崎団地の5号・6号棟にシロアリが屋根のほうに発生しております。その駆除と、あと修繕工事費を計上しております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 4番、久村昌司君。

○議員（4番 久村 昌司君） 5号と6号棟だけなんですかね、やはりするところは。

○議長（林 賢二君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） 今のところ5号と6号のみ、一応発生しております。

実は、赤崎団地のほう、海に近いもんですから、シロアリ結構やられてるんですが、3年ほど前ですね、シロアリ駆除したことがあります。今回の場合はですね、屋根のほうに、下からじゃなくて、屋根に飛んできて発生してるということで、その駆除と修理代を一応計上しております。

以上です。

○議長（林 賢二君） ほかにありませんか。9番、村上義廣君。

○議員（9番 村上 義廣君） 13ページなのですが、よかですかね、小学校費の中でですね、小学校、中学校ともに40万の修繕料が出ております。これは、同額の理由と、また箇所、修繕する箇所とかの説明をお願いしたいんですが。

○議長（林 賢二君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） 熊本地震発生後にですね、一応学校、小学校、中学校、幼稚園と、一応点検を行いました。壁とか、はり等にですね、剥離とか、それから雨漏り補修ですね、が必要な箇所がちょっと確認されましたので、早急な補修が必要であるというふうに判断して、予算計上しております。

たまたま40万という同額になっておりますが、それぞれの見てですね、積算して上げた金額が40万ということでございます。

○議長（林 賢二君） ほかにありませんか。14ページも……4番、久村昌司君。

○議員（4番 久村 昌司君） 4番、久村です。済みません、13ページですね、災害対策費の中に工事請負費、避難所に公衆電話とあります。この20万とありますけど、どこに設置するのか教えていただければと思いますけど。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

これは、避難所に設置します送信専用の電話の配線工事です。配線のみを町で行うことで、無料で一般電話よりつながりやすい公衆電話ということになります。このことで、一応場所は、改善センター、文化センター、漁村センター、旧平国小体育館を一応4カ所、今回は予定しております。

以上です。

○議長（林 賢二君） ほかにありませんか。14ページございませんか。7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 14ページに農地災害復旧と林道災害復旧、先ほど、何か町長の説明によりますと、農地が平国の小浜と倉谷の上小場ということですが、どのような災害、どのような災害ちいうか、災害の概要、延長とかわかったら。

それと、補助率、多分負担金に、負担金を取るということでは、農地の場合は50ぐらいだと思うんですけど。

それと、あと激甚災害に何かかかるような新聞報道されていたんで、局地的に、その辺はどうなっているのかについてお尋ねします。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） お答えを致します。

まず、農地補助災害復旧工事につきましては、平国下地区の小浜に、樹園地ミカン山がありま

すが、そちらのほうが6月の豪雨によりまして崩れております。延長につきましては、8メートルが崩壊しまして、それをブロック積みで復旧する工事費を今回計上をしております。

それと、補助率につきましては50パーセント、あと激甚災害につきましては、今月の26日に農地災害の災害査定があります。それを受けまして、補助率の増高申請を今後詰めていきますが、その中で、激甚の指定の有無につきましては報告があると思いますので、今の段階ではまだ確認がとれておりません。

それと、林道単独災害復旧工事につきましては、林道倉谷上小場線が7月に崩れましたので、ブロック積みで、施工延長が9メートル復旧する工事費を計上しております。

以上です。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑ないようございますので、質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。8ページ、9ページです。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号平成28年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第57号 平成28年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（林 賢二君） 日程第5、議案第57号平成28年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第57号平成28年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入において国庫支出金で、国の交付決定に基づき、国民健康保険システム改

修補助金を追加し、一般会計からの繰入金を減額、費目の組み替えを致しております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,070万円で、変更はございません。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号平成28年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決さ  
れました。

---

#### 日程第6. 議案第58号 平成28年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（林 賢二君） 日程第6、議案第58号平成28年度津奈木町簡易水道事業特別会計補  
正予算（第2号）を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第58号平成28年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第  
2号）について御説明申し上げます。

歳出では、南九州西回り自動車道の工事に伴う小津奈木地区白浜の配水管布設替工事費を増額  
致しております。

歳入につきましては、基金繰入金を増額致しております。

歳入歳出補正総額は250万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,680万円  
と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） ないとのことでございますので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号平成28年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第59号 工事請負契約の締結について

○議長（林 賢二君） 日程第7、議案第59号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第59号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

福浦漁港防波堤工事については、去る9月8日、建設工事共同企業体3社により指名競争入札を実施致しました結果、本案のとおり落札されました。

工事内容は、防波堤の基礎となる鋼管ぐい10本の設置と方塊、何ていうんですかね、ブロックですね。方塊コンクリート19個の製作をするものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号工事請負契約の締結についてを採決致します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 認定第1号 平成27年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第9. 認定第2号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10. 認定第3号 平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11. 認定第4号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12. 認定第5号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13. 認定第6号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14. 認定第7号 平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（林 賢二君） 日程第8、認定第1号平成27年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14、認定第7号平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、さきの議会運営委員会で委員会へ付託する旨の答申がっておりますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。

お諮りします。ただいま一括議題としました議案については、会議規則第35条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、提案理由の説明を省略することに決定を致しました。

お諮りします。日程第8、認定第1号から、日程第14、認定第7号までの7議案は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、日程第8、認定第1号から、日程第

14、認定7号までの7議案は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定を致しました。

各常任委員会におきましては、慎重な審議を実施され、審査の経過とその結果を最終日の本会議にて、各常任委員長からの報告をお願いを致します。

---

#### 日程第15. 同意第1号 津奈木町教育委員会教育長の任命同意について

○議長（林 賢二君） 日程第15、同意第1号津奈木町教育委員会教育長の任命同意についてを議題と致します。

ここで、関連のある塩山教育長には退席をお願い致します。

〔教育長 塩山 一之君退場〕

○議長（林 賢二君） ここで、本案についての提案理由の説明を求めたいと思います。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 同意第1号津奈木町教育委員会教育長の任命同意についてを御説明申し上げます。

教育長である塩山一之氏が、9月末をもって任期満了となります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新たな制度による教育委員会教育長として塩山氏を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。改正後の法律における新教育長の任期は3年であります。

塩山氏の津奈木町教育行政に関する貢献等を鑑みましても、教育長として最適任者であると考え、御提案を申し上げる次第でございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号津奈木町教育委員会教育長の任命同意についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） ありがとうございます。賛成多数です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定を致しました。

ここで、塩山教育長の入場を許します。

〔教育長 塩山 一之君入場〕

---

日程第16. 同意第2号 津奈木町教育委員会委員の任命同意について

○議長（林 賢二君） 日程第16、同意第2号津奈木町教育委員会委員の任命同意についてを議題と致します。

本案について提案理由の説明をお願いします。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 同意第2号津奈木町教育委員会委員の任命同意についてを御説明申し上げます。

教育委員である寺床浩治氏が任期満了となりますが、引き続き教育委員として寺床氏を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

寺床氏は性格温厚で、これまでの教育委員としての貢献等を鑑みましても、教育委員として最適者であると考え、ここに御提案を申し上げる次第でございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号津奈木町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） ありがとうございます。賛成多数です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定を致しました。

---

日程第17. 報告第3号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（林 賢二君） 日程第17、報告第3号平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題と致します。

本案について説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 報告第3号平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を添えて報告致します。

まず、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字額がなく、また将来負担比率も算出されない結果となっております。

実質公債費比率につきましては、前年度が2.7パーセントから2.0パーセントへと減少しております。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、簡易水道事業及び宅地造成事業ともに資金不足がない結果となっております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号を終わります。

---

#### 日程第18. 報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

○議長（林 賢二君） 日程第18、報告第4号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告についてを議題と致します。

本案について説明を求めます。町長、西川裕君。どうぞ。

○町長（西川 裕君） 報告第4号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告についてを御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価結果を別冊のとおり報告致します。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、寺本信介君。

○議員（8番 寺本 信介君） 8番、寺本です。先ほど、これの教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検等というのが出てきましたけども、これを読みますと、1次評価と2次評価では、1カ所だけ検討の余地があるっていうふうに書いてあります。

その部分につきましては、町民体育祭についての事項で、評価番号が45、ここの1次評価の中での書いてありますように、今後は地域の現状、少子高齢化や小規模世帯等を踏まえ、近隣地区の合同出場など参加基準についても検討したいっていうふうなあれがありますが、その中に、学識経験者の中の御意見の中には、種目の選定と他市町村の視察等を行い、魅力ある競技種目を取り入れてほしいっていうふうに書いてございます。

ここだけ1次評価と2次評価が違ってますので、この辺をぜひ検討をお願いしたいと思います。意見です。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号を終わります。

---

#### 日程第19. 報告第5号 専決処分事項の報告について

○議長（林 賢二君） 日程第19、報告第5号専決処分事項の報告についてを議題と致します。本案について説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 報告第5号専決処分事項の報告について御説明申し上げます。

道路愛護作業中に発生致しました損害賠償請求案に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、平成28年8月22日専決処分を致しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号を終わります。

---

#### 日程第20. 発議第2号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書（案）

○議長（林 賢二君） 日程第20、発議第2号平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書（案）を議題と致します。

本件について提案理由の説明を求めます。4番、久村昌司君。

○議員（4番 久村 昌司君） 発議第2号の提案理由を申し上げます。

最大震度7を立て続けに2度観測した平成28年熊本地震により、県内の広い範囲にわたり、極めて甚大な被害が発生しました。

熊本地震への対応においては、地震発生直後から、国を初め、関係者の協力を得ながら熊本県を挙げて全力で対応してきたが、今後の復旧・復興事業には莫大な経費が生じることになり、自主財源に乏しい熊本県や県内市町村は、危機的な財政状況に陥ることが懸念されています。

今後、必要となる復旧・復興に向けた対応を踏まえると、現行の国庫補助金制度や地方財政制度の下では予算編成ができず、震災復興が行えません。

今後、県内の地方自治体が財政面で安心感を持って復旧・復興にしっかり取り組んでいただくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要となります。

よって、津奈木町議会と致しましては、平成28年熊本地震においても、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じられるよう、意見書を提出するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

本件については、意見書のとおり提出をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、意見書（案）のとおり提出すること

に決定を致しました。

---

○議長（林 賢二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

きょうはこれで散会を致します。お疲れさんでした。

午前11時23分散会

---

---

平成28年 第3回(定例)津 奈 木 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成28年9月20日(火曜日)

---

議事日程(第2号)

平成28年9月20日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(10名)

1番 上村 勝法君	2番 本山 真吾君
3番 澤井 静代君	4番 久村 昌司君
5番 橋口知恵子君	6番 柳迫 好則君
7番 川野 雄一君	8番 寺本 信介君
9番 村上 義廣君	10番 林 賢二君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 久村 庄次君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	西川 裕君	副町長 ……………	山田 豊隆君
教育長 ……………	塩山 一之君	総務課長 ……………	林田 三洋君
総務審議員 ……………	吉澤 信久君	振興課長 ……………	倉本 健一君
振興審議員 ……………	下川 秀美君	振興審議員 ……………	財部 大介君
住民課長 ……………	新立 啓介君	住民審議員 ……………	五嶋 睦子君
教育課長 ……………	椎葉 正盛君		

平成28年第3回定例会

一般質問通告表（平成28年9月20日（火）午前10時）

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	橋口知恵子	①安保法新任務拡大による自衛隊員の危険性について	①8月25日付けの熊日新聞で、自衛隊が安保法新任務の訓練着手、高まる射撃の可能性、「犠牲者」発生も現実味という見出しで掲載されている。今後、自衛隊の任務拡大となれば、憲法が禁じる武力行使となり、「殺し殺される」ケースになりかねない。津奈木の自衛隊員は何名か。隊員を守るための町長の見解はいかがか。	町長 及び 担当課長
		②子育て支援事業の拡充について	①全国の自治体は、少子化対策や定住化対策の促進に様々な工夫をして子育て支援事業を行って成果を出している。本町でも、結婚したとき、妊娠したとき、出産したとき、不妊治療を受けるとき、子供を育てるとき、引っ越してきたときなどの子育て支援事業が必要ではないか。	町長 及び 担当課長
		③夏に行われる道路愛護環境美化作業について	①人口減や高齢化によって、各地区の道路愛護環境美化作業が負担になっている。町道は町が行うとか、行う時期の変更、施行範囲などが改善できないかと町民から声が上がっている。町道の維持管理の責任はどこにあるのか。負担の軽減はできないのか。	町長 及び 担当課長
2	本山 真吾	①津奈木町奨学金貸付制度について	①本町における奨学金貸付の現状について伺います。	担当課長
			②制度告知の方法と時期、奨学金の給付時期について伺います。	担当課長
			③鹿児島県長島町では、給付型奨学金制度「ぶり奨学金」を設立し、全国から注目を集めています。本町においても長島町を見習い、同様な給付型奨学金制度を新たに設立できないものか伺います。	町長
		②学校部活動の社会体育	①小学校・中学校における学校部活動の現状について伺います。	担当課長

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		への移行について	②学校部活動の社会体育への移行スケジュールについて伺います。	町長 及び 担当課長
			③社会体育移行時に必要となる設備の改修等の計画について伺います。	担当課長
			④人口の減少・少子化に伴い社会体育活動についても、メンバーが集まらない等の問題が発生すると思われるが、将来の計画はあるのか伺います。	教育長 及び 担当課長
3	久村 昌司	①つなぎチャンネルについて	①光回線の加入状況について	町長 及び 担当課長
			②つなぎチャンネルが6月27日に開設しました。有線放送のページがあるが、何も書かれていないのは何故か。	町長 及び 担当課長
		②入札の見積もり期間について	①入札の見積もり期間が短いのではないか。	町長 及び 担当課長
		③次期町長選について	①西川町長は、6期にわたり町政をきりもりなさってこられた。来年は町長選が控えているが、出馬についてどう考えておられるか。	町長

午前10時00分開議

○議長（林 賢二君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きたいと思えます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（林 賢二君） 日程第1、一般質問を行います。

3名の方から質問通告を受けております。1名につき質問及び答弁時間を60分以内に制限し、一問一答方式とします。

質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう、お願いを致します。

また、執行部も明快かつ簡潔な答弁をお願いを致します。

本日の質問順番をお知らせします。1番、橋口知恵子君、2番、本山真吾君、3番、久村昌司君の順と致します。

まず最初に、5番、橋口知恵子君の質問を許します。5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） おはようございます。5番、日本共産党、橋口知恵子です。議長の許しがありましたので、先日、通告致しましたとおりに順次、質問致します。町長、担当執行部は簡潔明瞭で進展ある答弁をお願い致します。

ことは4年に1回のオリンピックが行われ、メダルラッシュに湧き、選手の皆さんの健闘が光りました。特にパラリンピックでは、ハンデをものともせず戦う姿に、勇ましく、たくましく、そして元気と勇気、夢と感動をもらったオリンピックだったと感激しています。

そのほかに、ことは自然災害も多く、4月は熊本地震、8月は東北で初めての台風上陸によって甚大な被害が起きています。各地でも大雨による洪水、特に床上浸水など、これまで経験したことのない被害が目立っているようです。交通は遮断され、支援が行き届いていないところもあるようで、国は復旧・復興に向けて全力で支援強化を図ってほしいものです。

さて、安倍暴走政権は9月19日、集団的自衛権行使を可能にした安全保障関連法を強行成立させています。それから1年です。安保法案の廃案を求め、空前の規模に広がった国民の運動や世論に背を向け、大多数の憲法学者や歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所長官など、かつてない広範な識者から憲法違反との批判にも一切、耳を貸しませんでした。ことし3月、その安保法の施行を強行し、本格運用に乗り出しています。今後、自衛隊員の犠牲者が出るのは確実に予想されます。私は安保法の発動を許さず、廃止を求める戦いを今後も行っていく覚悟です。

また、社会保障の解約、原発再稼働、TTP推進、沖縄基地移設問題など、さまざまな問題がありますが、今回の質問は、安保法の自衛隊新任務拡大、少子化対策の子育て支援事業、道路愛

護環境美化作業の3点について、質問致します。

それでは、質問に入ります。

1、安保法新任務拡大による自衛隊の危険性についてです。

安全保障関連法で自衛隊の新任務では、4つありますが、1つが国連平和維持活動、PKOで、駆けつけ警護を実地するという事です。駆けつけ警護とは、武装集団に襲われた国連職員を自衛隊員らが武器を使い、救出する行為のことを言います。

それでは、8月の25日付の熊日新聞に、自衛隊が安保法新任務の訓練着手、高まる射撃の可能性、犠牲者発生も現実味という見出しで掲載されています。今後、自衛隊の任務拡大となれば、憲法が禁じる武力行使となり、殺し、殺されるケースになりかねません。

現在、津奈木の自衛隊員は何名でしょうか。津奈木の隊員を守るための町長の見解をお聞きます。お願いします。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

津奈木町の一応、自衛隊の人数、何名かという御質問ですが、自衛隊には基本、各部署に一応、所在地にそれぞれ住所を移しますので、現在、津奈木に住所がある隊員の方はいらっしゃらないと思いますが、となりますと出身地ということですね、津奈木町の出身地ということになりますが、自衛隊の一応、問い合わせを行いました、出身地の把握は行っていませんのでわからないという御回答をいただきました。

ただ、津奈木町自衛隊父兄会というのがございますので、その隊員の数は現在23名いらっしゃるといいます。よそにですね、就職されて、それから自衛隊になられた方も多分、いらっしゃるといいますので、その辺は私のほうではちょっと把握できないということです。

以上です。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 私のほうへの質問は、自衛隊員を守るためという格好ですけども、これはあくまでも国の、いわゆる権限とする、国はあくまでも外交・防衛そして立法ですね、これがお仕事でございます。自衛隊も国家公務員でございますし、そのトップはあくまでも防衛大臣、それから指揮監督等々は、全責任を負われるのは総理大臣ということで、地方自治体の首長としては、これ、どう守るんかちゅってもそこはちょっとお答えしかねない、するあれがございませんので、当面はこれは控えさせていただきたいと思っております。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） そういう返事が返って来るだろうと思ってました。

しかし、自衛隊の任務というのを、ちょっと私も調べたりとかしたんですが、①国の防衛、我

が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、侵略に対し、我が国を防衛します。②災害派遣等、新たな脅威や大規模な自然災害などの多様な事態に実効的に対応します。③国際協力、国際平和協力事務や国際緊急援助活動など、国際社会が協力して行う国際平和協力活動を主体的に、積極的に行いますとなっています。

その中で、陸上自衛隊ですね、これは我が国の平和と安全を保つために、常に国民の皆さんの近くにあって、我が国に対する外国の侵略を未然に防止するとともに、万一侵略があった場合に対処することを中心的な役割としております。

それに、大規模災害など、各種の事態への対応や国連平和維持活動など、さまざまな分野で任務を果たしていますということです。

今回、11月に内戦状態の南スーダンに国連平和維持活動、これはPKOですけども、に派遣される第11次隊は、陸上自衛隊第5普通科連隊、これは青森市になります、が中心ですが、津奈木出身の自衛隊がおられるかもしれません。この南スーダンというのは内戦が再燃しているところです。7月には自衛隊の宿营地から約100メートル離れたビルで銃撃戦があったと報道がされました。自衛隊員は専守防衛の志を持って入隊しています。各地の災害や熊本の震災、救援、それに復興、復旧のために汗を流した自衛隊です。そういう自衛隊員を命の危険がある海外の殺し、殺される戦地に送るべきではないと、私は考えてます。

自衛隊を持つ母親は、戦地にやるのなら、入隊させなければよかったと悔やまれています。私も子を持つ母親の一人です。自衛隊員が誰の子であり、私は守りたいです。安保法の廃止を求めていきます。町長、なかなか答えなかったと思いますが、やはり津奈木の自衛隊員を守るために、町長も安保法についてもう一度考慮していただきますよう、ことをお願いして、強く訴えます。

また、考えなしお願い致します。また国への意見も言っていただければと思います。

じゃあ、2番に行きます。子育て支援事業の拡充についてです。

2011年9月議会の一般質問で、西米良村の子育て支援事業を紹介しながら、事業の実施の要望を行いました。あれから5年が経過しています。全国の自治体では、少子化対策や定住化対策の促進にさまざまな工夫をして、子育て支援事業を行って成果を出しています。

本町でも結婚したとき、妊娠したとき、出産したとき、不妊治療を受けるとき、子供を育てるとき、引っ越して来たときなどの子育て支援事業が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（林 賢二君） 住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） 私のほうからお答えを致します。

本町の子育て支援につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間として、平成27年3月に策定をされました津奈木町子ども・

子育て支援事業計画に基づき、事業を進めております。

この計画策定に当たっては、学識経験者・教育及び保育関係者・子供の保護者・児童福祉関係者等で組織を致します津奈木町子ども・子育て会議において、就学前の児童を持つ保護者を対象にアンケート調査を行い、策定をされております。

法律に基づく事業としまして、保育費用の全部または一部を助成する事業、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブです、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、要保護児童等に対する支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動事業、妊婦健康診査事業等がございます。この中で病児保育事業につきましては、本町では実施をできておりませんので、単独では難しいと考えておりますので、水俣市と連携をして、今後、進めていきたいというふうに考えております。

今現在の実施している事業は、以上でございます。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 今の政府関係でも今後のその高齢化に対処するためにも、年金とかそういうものや、やはり人口減少になってしまう、それから、まあ子供が生まれにくい状況が非常に続いている。これはもう国を左右する大きな問題だろうと思います。

そこで、大体はあの消費税、見送られましたけれども、10パーセントにした場合、福祉とそれから子育て支援、これに対する消費税の使い道という、限定的に消費税を上げるということになっておりましたが、経済状態があまりよくないということで見送られました。

そこで、一般財源的なもので政府も子育て支援を取り組んでおられますけども、町としても本当に今、生まれて新生児が、どうでしょう、大体40名から下回ってる、そういう状況で、いわゆる1クラス分しかないということでございます。我々が生まれた当時は、大体同級生ちゅうのは200人から200人を超える状況だったんですが、今は三十数名ということでございます。

基本的には、やっぱり田舎の場合、第1次産業がなかなかふるわない、それから若い人たちの就職する場所が田舎には少ないということで、なかなか若い人たちが田舎に定着をしていない状況が続いております。そこで、地方創生でもありますように、とにかく働く場所をふやせというのが国の方針で、我々もなるべくその働く場所をどうやってつくるのか、これが一番大きい命題だと思っております。

やはりそのために、私たちも働きやすい場所、働く場所、あるいは子育てのその育てやすい環境づくり、こういうものを整えていかなきゃいけないと思っておりますので、これについてはやはり国の方針、あるいは我々独自でも何かいいものはないかということで、今、頭をめぐらすところでございます。

津奈木で言えば、若い夫婦がですね、非常に住みやすいように、経済的負担が軽いようにとい

うことで、町営の住宅が前、雇用促進住宅がございましたけども、ここを非常に、通常だったらかなり高い値段で家賃、取らなきゃいけないんですが、大体1万5,000円と確か2万円だったかな、安い、水俣あたりに比べれば非常に安い、軽減な住宅を提供し、なるべく若い人たちがそこで働いて子供を持ってもらうように、これも1つの支援だと思っております。

そのほか今、課長のほうから申しあげましたように、その環境づくり等々についてはなるべく我々も努力をしていきたいと、こういうふうを考えております。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） そうですね。住民課長の言う話では、これから取られたと思うんですけども、これはちょっと後で見ます。

今回、私は2011年に西米良村を紹介しました。町長も御存じだと思います。

まず、西米良村の今の子育て支援事業の内容、内訳というのを、もう1回言います。

結婚支援・結婚報奨金交付制度で、婚姻した者に1組20万円だったんですが、今は50万円に上がってます。そして、出産しやすい環境づくりでは出産祝い金、これが第1子が5万円、第2子が10万円、第3子が30万円、第4子が40万円、第5子が50万円で、第3子以降は第3子の額に10万円ずつ加算されるということですので、6人だったら60万円になるということですね。

妊婦健診の助成では、妊婦健診無料券プラス受診券以外で生じた自己負担分ですね、これも助成されています。

健やかに育てる支援ということで、中学生までの医療費は無料で、すくすく子育て支援金では未就学児を持つ保護者に年9万6,000円、月額8,000円の金券発行で、商品、商店街での生活必需品の買い物が2割使用でできます。

そして、のびのびと育む教育環境支援ということで、通学距離、4キロ以上の小中学生はバスの代金が全額補助されるってということと、あと学校給食費の一部助成、これは小学校が4,400円、中学校が5,000円の1,700円が助成されてました。しかし、今回は半額の助成にアップされています。

あと修学旅行費の費用助成ということで、小中学校修学旅行費用は一部助成で、小学校が5万5,000円、中学校が7万円という上限で助成されます。

あと高等学校など、就学支援手当ということで、中学卒業後の進学助成、1人月額3万円、あと奨学金、奨学資金貸付基金は1人年間36万円、これは村に移住したり、就業したり、就職ですね、した者は償還が免除されます。

定住支援ではマイホーム建築祝い金、1人100万円、中古住宅取得祝い金、1件20万円を行っております。

内容によっては、本当、前進したものも見られますけども、現在もこの出生数というのは減少せずに維持しているということでした。村の人口減を防止するために、子育て支援を強化することで、安心して子供を生み、育て、そして出生率も維持できているのだと私は考えます。

5年以上前から行われていることに、村長の少子化への危機感を打破する意欲が強く伺えます。ほかの自治体では北海道福島町では出産祝い金は、第3子は100万円、山梨県早川町では義務教育の教材費・給食費・修学旅行費が全額無料、神奈川県厚木市は第2子のおむつ料が無料という、さまざまな子育て支援が行われています。

津奈木町の出生数というのは、5年前が33人、本当に少なくなりました。27年度は27人と、本当、減少しています。28年度はより少ないようです。これでいいのかと思うんですが。

本年の6月議会の本山議員への答弁で、副町長は、振興計画によっていろいろな段階に人口をふやすことを非常に目的的に一つ一つ進んで行っております。そして、国や県の政策・施策動向を見ながら検討していくことになろうかと思えますという答弁をされてます。人口をふやすために、津奈木独自の子育て支援・子育て事業というのを、先ほど少し上がりましたが、それ以上に何か考えておられることはありませんか。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 確かに税金を個人に配分するというのは、もちろんいいことでしょうけど、もらえる方はもちろん喜ばしいことだと思います。

先ほど申しましたように、基本的には今の、いわゆる田舎から都会への一極集中ちゅうか、東京一極集中が多いんですが、果たしてこれでいいのかということで、いろいろ地方をよくしようというのが今、地方創生の趣旨になっておるわけですが、やっぱり基本的にはお金を少々、仮にやったとしても、西米良村の村長、よく知ってます、黒木君って言うんですが、おっしゃるように、そんなには効果は上がってないと言っていました。しかし、それをやったから移り住んで来るとか、そうじゃなくて、やはり全体的な町の姿勢、それによって林業当たりが非常に西米良村、盛んになりましたんで、そこへの就職、そういうのがあるということで、非常に九州山地の尾根伝いでございますので、黙っとけば確かに減ってしまう、そういうのはあると思います。

ですから、やっぱり努力をする、これはもう立派なものだと思いますけれども、やはり税金の使い方としてどういうふうにしていくのかっていうのは、やっぱり、なかなか大体は、皆さんが全てに渡る配分の中で考えなきゃいけないことでしょうけど、ここにやはり、どうも、その今の傾向として、個人個人に支援をするという税金の使い方、これが果たしてどういうもんかなと、私は常々考えております。

ただ、新しい、何か少子化を防止するため、あるいは人口増にするためっていうのは、いろん

な基本的にはやはり経済的に、そこで生活ができる環境づくり、これがもう一番大事だと、私は思っております。

しかし、なかなかそれが田舎では実現できてないというのが、今の状況かなと思っております。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） もう、町長、いつも言いますね。何か個人個人に税金を使うというのはと言いますが、税金は個人個人が払ったものです。

だから、じゃあ、何を津奈木町でしなきゃいけないかって言ったら、本当、こう、子供が今、生まれてないんですよ。本当に、この津奈木町っていうのは、何か国が、国や県の動向を見ながらやっているところから、本当にどうにかしなきゃいけないという意欲が全く伺えません。危機感というのを感じておられないんじゃないかと、私は思います。待ってたら遅いんですよ。今のままなんですよ。税金を使うのも優先順位があります。だから、本当に町民のために使うんだったら、何が優先をしなきゃいけないか。そのためには今、子供をふやさなきゃいけないというのが、もう念頭にあるんですよ。これをふやさない限り、津奈木の町は人口、ふえないんです。

ですんで、国からの補助金っていうのを待っていても、いつになるかわかりません。だから、先ほど言ったこの津奈木町、子ども・子育て支援事業の計画ということでされてますけど、これはほぼ国からのお達しのもので。津奈木が独自に、本当にお金を出してっていうか、というのが、見られてません。

けども、これは子供が生まれてからのことが多いんですよ、子供が生まれてから。じゃあ、子供を生むためにはどうしたらいいかという津奈木の施策っていうのがないんです。そのために、こういうよその自治体ですね、例を挙げたりとかして、町長にお願いしてるんです。

私は、津奈木の人口をふやすためには、この子供を生んでもらうことしかないと思います。そして、これが、これというか、町長は2011年9月の答弁で、いかにお金でううんと言っても人は住まない。若い人がいて、子供ができて、働く場所があるかどうかが一番の課題だって、やっぱり言われてます。同じこと、言ってます。十分参考にさせてもらってということでしたけども、しかし、この5年間、子育て支援では、確かに子供の医療費が中学生まで無料になりました。けども、十分に参考にさせてもらいますという言葉はどこに行ったのやら。本当に進展が見られていないわけなんです。

町長が言われますように、働く場所は必要ですけど、あいにく津奈木には企業は来てくれません。それ、町長、わかってますね。今は高速道路や新幹線があります。他方に通勤が可能になって来たんです。ですから、津奈木に働く場所があるか、ないかの問題じゃないと思います。

まず、子育て支援で、ほかの自治体よりいいことをしないと、全国に向けての発信もできないのでは、できないと考えるわけなんですよ。お金についても例があります。役場裏のさくら団地、

新築に助成を出したことで、少しずつ件数がふえてきてます。それもお金ですよ、税金を使っていますよね。そこと同じなんですよ。

子育て・定住促進のために西米良村が行っている、またはほかの自治体が行っている結婚祝い金、出産祝い金、未就学児を持つ世帯に町で使える金券、学校給食費の一部助成、町に移住・就職したときに償還免除の奨学金など、早急に取り組まなければ、今のままなんです。そこ、町長、わかっていると思うんですね。

子供が生まれなければ人口はふえませんということで、子供をじゃあ、生むためにはどうしたらいいか、町長、施策をお願いします。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） ちょっと変な質問ですけど。子供を生むためにですか。え。今の質問、ちょっとわかりません。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 子供を生むためにはと言う中には、子供を安心して妊娠できるか、はい、この町で本当に子供を生んで大丈夫なのか。そういうことです。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） やっぱし、そりゃあ、いわゆるその経済活動がある程度しっかりしてなきゃいけない。それがあつたらやっぱり結婚もするし、そしてまた子育てもできるんじゃないでしょうか。基本的に私はそういうことだと思います。

ここの小さい津奈木町とか西米良村だけの問題じゃなくて、ここ日本全体の問題なんです。だから、やはり田舎として、私たちはもう一応、どこに持って行く、東京の近郊に持って行くわけには行きませんので、その中で若い人たちがある程度、就職ができる、働ける、経済活動ができる町にしていく。そのためにはいろいろあるでしょうよ。

だから、結婚できるような経済状況を何とかつくり出していく、というのがやっぱり基本的にあると思います。

いろいろ、その独自の施策はあるかもしれませんが、私は基本的にはもう、やはりそのところじゃないかなと思いますけど。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） やはり、子供を生み育てるためにはお金が必要なんですけども、このお金っていうのが、やはり今、本当、所得が少ない方っていうのがふえてきてますよね。だから、その所得が少ないっていうことで、やはり子供を生もうか、生むまいかって、この状態だったらやはり育てられないとか、やっぱりそういう考えのもとがあると思うんですね。だったらそれを助けてやるのが町だと思うんですよ。

町が、じゃあこれだけ結婚したときにはこれだけ、本当にありがとうって、津奈木で結婚してくれて、津奈木に住んでくれてありがとうっていうのと、あと子供ができれば、子供ができれば、本当によかったねって、もう、いう気持ち。そして子供が育って、子供が学校に上がって行くときには、やっぱりお金が必要なんですね。

何かこの前、維新の会の橋下さんが言ってましたけど、国はやはり子育てをするために大変なのは教育問題、教育の料金だと言われてました。なので、本当は大学まで無償にすべきだっていうことを、そしたら子供も安心して生めるんだっていうことを言われてましたので、それはやっぱり国が、国も必要ですけども、国がする前に、やはり町でも子供を安心して生んでいいよっていう気持ちで、町長がなってくれなければ、やはり給料が少ない中で生むっていうのも大変なんですね。そのためには、やはりこれだけの補助があるってことでは、すごく助かります。

もう、やはり、生む立場の者と、若い夫婦の者と、それに対しておじいちゃん、おばあちゃんですよ。おじいちゃん、おばあちゃんたちもやはり孫、育てなきゃいけないんですよ、今の時代。そうなれば、やはりおじいちゃん、おばあちゃんでも助かると思うということになると思いますので、やはり子供をまずは生むように、生んでもらえるように、町が助成をしていただきたいと思っています。

そして、あと、町長がこれに取り組まれるかどうかわかりませんが、取り組まれるならば、1つの事業じゃなくって、これはやはり一元でこう、結婚したとき、そして妊娠したとき、出産したとき、育児をするときっていうのがずっと続かなければ、やはりそこで1つの箇所とまってしまうっていうか、大変なやはり負担がかかってきますので、やはり関連した状態で連続させての、この状況をつくっていただきたいと思います。そしたら必ず子供はふえます。町長が心配しないでもやはりそういう、少しでももらえたらなという気持ちはみんなあります。

今度、教育常任委員会で邑南町に子育て支援について視察に行きます。そこに職員も何か同行するっていうことが出てましたので、町長、本当に子供をふやしたいという気持ちは、町長も、初め、私、職員も何ですけど、議員、そして町民、みんな思ってるんです。だから、ほかの自治体とやはりあまり比べるの、好かんんですけど、町長は、けども、やはりいいことをやってる、子供をふやすためにはどうしなければいけないかということ、ほかの自治体の施策っていうのもやっぱり参考にさせてもらって、そして子供をふやすという施策をしていただきたいと、期待しています。本当に今の状態だったら今のまんまです。ですので、何かをしないとということで、危機感を本当に感じてください。

もう子供が二十何人っていうのはもう本当に情けないです。町を担っていく子供たちがそれだけしかないっていうのは、もう私たち、だんだん老人になって来ますから、子供たちに津奈木町をちゃんとして譲れるかどうか、本当に心配してますので、その点、よろしくお願いします。

そして、もう3番目に行きます。夏に行われます道路愛護環境美化作業についてです。

年に1回の夏の期間に道路愛護環境美化作業が行われていますが、作業内容というのはほぼ草刈りですね。時間帯は朝の7時から9時が多いのです。昔、私が子供のころというのは、住人も多くて、何かこう、わいわい言いながらこの草刈りとかをしていた光景を覚えています。

しかし、近年はということで、人口減や高齢化によって、各地区の道路愛護環境美化作業が負担になって来てます。町道は町が行うとか、行う時期の変更とか、あと執行範囲とか、範囲ですね、行うとこの範囲などの改善ができないかと、町民からの声が上がっています。

町道の維持管理の責任は、まずどこにあるのか。そして、またこの負担の軽減はできないか、お尋ねします。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 町道の管理は当然、町にあります。いわゆるしっかりしてないと穴ぼこがほげて、それにつまづいて転んでけがしたと。賠償責任を負わなきゃいけない事態もあり得ることでございますので、そういう町道管理としてはもう、あくまでも町です。

その中で、草刈り作業の軽減ということでございますが、これは皆さん、地区、地区で区長さんが中心になって朝から、うち辺りは7時ですけどね、私も毎年、草刈りやりますが。だんだん高齢になって、確にお年寄りが出られないというところがあるんですね。ここは地区によっては免除をされることもあります。かわりの人を雇うっちゅうのかな、親戚の人が来てもらうところもあります。

しかし、自分たちがいつも使う町道・道、これをきれいにするっちゅうのは、非常に崇高な精神だと思います。これは恐らく明治時代から続いているんじゃないかなと思いますけども、みちづくり、みちづくりで言います。これは決して強制ではないんですが、半分は、私は強制的なところがあって、やはりみんなが出るとき、おら、もうせんばいて言うわけにはいかない。それで非常に町としては、この町道の草払いあたりをするするには膨大な資金が要ります。しかし、全地区の2,000人世帯ですから2,000人が一遍に自分の近くを通る道をコーヒー缶1つでやっていただく。これはもう、予算面では非常に助かってます。

こういうのをやり出したのは、津奈木が一番古い方だろうと思いますが、最近、話題になったのは、長野県の栄町、自分たちが住民が道をつくる、正確な道路をつくるんじゃなく、5メートルとか歩道を2メートル取らなきゃいけないとかいろんな規制があるんですが、しかし、自分たちでつくるのは別に何も規制、ないんで、そういうのをやったところが栄町、随分田舎ですけども、住民がやっぱり最近、やり出した。これは交付税が減ったときにそうなったと聞いてます。

しかし、津奈木町は本当に昔からこういうことをやって、非常に予算面でも助かってますが、ただ高齢化になって、御指摘のように人数が少なくなってくる。そこで、町も草払い専用の方を

何人かな、3人か4人か雇って、町道の草払い等々をやっております。当然、これは予算に、人夫賃を払わなきゃいけないんで、そういうふうにかかるんですが、そういうふうな格好でやっておりますので、できるだけ、やっぱりこの崇高な精神は生かしてほしいなど、これは私の希望ですけれども、そういうふうに思います。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 本当、町道というのは、維持管理は本当に当然、町になります。町は各地区に依頼をしている立場なんですね。だから、こう、なんか強制じゃないんです。けれども、昔っからずっとやって来て、道づくり、道づくりということでやって来てるので、それとせんといかんかなという気持ちがあるんですが、そのお願いしてるかわりに油代とお茶を出すってことですね。補助しとるわけです。

各地区の住民というのは、その草刈りをしたくないって言ってません。本当に、先ほど町長が言いましたように、崇高な精神ですね。これを本当にあります。きれいにしたい気持ちは本当に山々あるんですけど、しかし、草刈り機を使える人っていうのがやっぱり少なくなってきて、使える人がより広範囲をしなきゃいけない。人数が少なかったら少ないわりに、もう本当、やるとこ広がるっていう感じでしなきゃいけないので、それが本当に頑張らなきゃいけないって言われてましたんですけども、ちょっと平国の方からちょっとあつて、作業する人数が少ないから、2時間びっしり、そして汗びっしょりになってせんばいかんていうことで、そしてそれ、人数が少ないから仕方ないですね、やっぱりそういう感じで一生、その人も頑張られるんですけども、だけでもその後、帰った後に、もうその日も、次の日まで動けんかったと言われてました。だから、すごいやっぱり負担がかかっているんですね。

あと、竹中もちょっと言いたいと思うんですけど、竹中も水天さんまでちょっと草刈りに行くんですよ。大体こう、民家があるところか肝心なところ、こうずっとするんですけど、町道の道だけじゃない、側溝と言うんですか、そこの、道の横ですよ、そこもやっぱりする感じ、ずっと行くんですけど、やはり遠いんですよ、遠いというか、長いんです。で、草刈りでしよつたら、本当大変な思いで今、やっています。

ので、この距離を少し縮めて来るとか、あとあつことか、ほかの人がやってくれんかというお話があつて、先ほど町長が言われたとおりに、草刈り隊がこの前、募集をされてました。町長、人数が違いますよ。3人じゃないです、確か6人だったと思うんですけど、これも半年の交代でされてますので、町長の人数よりかふえて6人がもう、本当に、いいんですけど、やはりその6人じゃちょっとこの町有地、町有地を管理してしまう、草刈りをするというのは、ちょっと大変じゃないかなと思うんですよ。到底しこなさないという感じがあります。あと、そうですね。

そして、あと、その時期と言うのも、やはりこの、時期っていうのは、この国が言ってる道路

愛護デーですかね、何かそれにのっとって行われているような感じもあるんですけど、それがたまたま期間中が、この夏の期間っていうことでしますので、この暑い中でする必要があるのかなって思います。そこをちょっとこう、変更してもらおうとか、考慮をしてもらおうとか、そういうところもひとつお願いがあります。

そして、あと。そういう時期の変更とか、その範囲の、作業する範囲の変更というのは、ちょっと変更できるのか、伺います。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 時期については多分、お盆前ということになっておりまして、一番夏草が生える時期で、お盆をすっきり迎えましょうというのもあると思います。

これは、できるだけそのお盆前にとすることはお願いしてるんですが、あくまでも地区の方々の、何ちゅうんですか、自主的なものですから、いつしよと決まれば、もう別に私たちがいつしてくださいじゃあないんです。

それと、あと1つは、距離がですね、赤崎なんかもそうでしたが、人数が年寄りになって広域農道までやられたことがあるらしいんです。ですから、できる範囲、できる範囲でひとつお願いできればと。あくまでもこの距離を短くしたり、あるいはもうちょっと伸ばしたりっていうのは、地区の皆さん方が、ここまでしよと、合意形成のもとでやられてるわけですから、別にこちらが、ここは全部してくださいとか、お頼みしてるわけではございません。それは区長さんを初め、区の皆さん方がこういうふうにしましようとお決めになれば、もうそれで結構なんです、ということでございます。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） これで、今、夏行ってる草刈りですけども、それに対して油代とお茶が、食事が予算として出ますよね。じゃあ、時期を変えたからと言って、その補助が、補助金は必ず出るということでよろしいのでしょうか。

そして、じゃあ、それをちょっと。補助金が出るかどうか。

○議長（林 賢二君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） 私からお答えします。

時期については町長が言われたように、盆を迎えるためということで、ことしは7月9日から8月7日まで、約1カ月間の期間を設けて実施をしております。

また、地区内の高齢者もやっぱり出てるということで、大体、地区の中心以外もされてるところもあるかと思います。できれば地区中心のほうをやっていただいて、聞くところによりますと、1時間から2時間程度で終わってるところも結構あるみたいですので、それくらいの時間でしていただいて。本当はここまでしたいんだけど、こんだけしかできないというところがもし、あれ

ば、振興課のほうでも作業員を4人雇用しておりますので、区長さんを通じて振興課のほうに御相談いただければ、できるだけ対応したいというふうに考えておりますので。今、熱中症とかもはやっておりますので、そこら辺は十分気をつけてやっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） じゃあ、範囲というところは振興課のほうにちょっと相談をしてくれということと、あと、その補助金っていうのはもう1年に1回やれば出す、出るということで理解したいと思います。

そして、あとこれが、本当、この草刈り隊の方々が、もう一生懸命やってくれるんですけど、やはり、このさくら団地のこのところなんかもう、ずっと草刈り、もう、なんかやったとたんにまた生えて来るという形で、やっても、やってもという感じで、年中やっとなきゃいけないというような感じもありますので、やっぱりそれだけじゃちょっと足りないために、団体の方もちょっとこう、やってくれてるっていうところもあります。けども、やはり範囲が広すぎますので、十分じゃありません。

ここまでって言って、振興課長が言われてましたように、もうここまででやめましょうとか何か言っても、やっぱりなかなかこう、いや、あそこまでとかいう気持ちになっちゃうんですね。なので、そこをやはりちゃんとしたことを、ここでやめてくれとか、そういうふうなことを言ってもらえれば助かります。

そして、あと1つ、ちょっと提案ですけど、環境整備をするための予算というのをもっとふやしてもらって、せっかくできたシルバー人材センターです。これを活動してもらうのもいいんじゃないかって思いますので、予算をふやしてもらって、このシルバー人材センターのほうに依頼するっていうのも考えていただきたいんですが、町長、これ、どうでしょうか。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） シルバー人材センターにつきましては、津奈木の人少しはふえてきてるようでございます。なかなか水俣と合同で今、広域でやってるんですが、この公共的なものは、1つは、あと1つ、業者に委託する場合がございます。建設業者ですね。広域農道でありますとか、あるいは旧道当たりの草払い、こういうのは非常に、トラックとかそういうのを持って行かないきゃいけませんので、大がかりな草刈り作業は業者委託にしております。

もちろんシルバー人材センターにお頼みするのも、今後は方法だと思いますが、今、半年ですか、今4名と言いましたけども、ほか2名、6名ですかね、そういう草刈り専用の方を人夫賃で払ってるわけございまして、そういうことで、独自で雇用するのと、業者に委託するのと、あ

るいはシルバー人材センターに委託する、願います。それも方法だと思しますので、その辺は一番効率の上がることを考えてみたいと思います。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 本当ですね、この草刈り作業というのは本当、大変です。なので、やはり町民の軽減を、負担軽減をしてもらってというの、あとシルバー人材センターの使うっていうことですね。せつかく町が300万円補助してますので、やはり有効に使うべきだと思います。

そして、あとはもう予算をちょっとふやしてもらって、いい施策ができたらいいいと思いますので、その点をお願いして、町長にお願いをしときます。

じゃあ、今回は3点について質問を致しました。安保法制の問題、やはりちょっと国の問題です。なかなかちゃんとした返事もできないというのもわかってますけども、やはりもう、町民を守るためにはどうしなければいけないか。国がこう言って来たからこうだということをするんじゃないで、やはり町のことを、町民のことを考えて、やはりこの町の首たる町長はやって行かなければいけないと思います。

そして、子育て支援にしては本当に子供がもう危機を、私は危機感、感じてますので、それを皆さんが感じてもらうように、もう今からでもしていただくように、していただくっていうのを、してもらおうというのをお願いして、そして草刈りの件は、本当に皆さん、大変ですから、その点を軽減できればと思って今回、質問しました。

町長、本当、これから子育ての、子供をふやすこと、そして草刈りの件、町民のことを考えていろんなことをしていただきますよう、心から願いを、私の質問を終わります。

○議長（林 賢二君） 以上で、橋口知恵子君の質問を終わります。

.....

○議長（林 賢二君） 次に、2番、本山真吾君の質問を許します。2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 2番、保守系無所属の本山真吾でございます。心配されました台風16号の影響も、今のところ大規模な災害はないようで、一安心をしております。町長も町民の安否を気遣い、大変な中、国防のことから子育て、草払いのことまで、幅広い見識を持ち合わせて対応されている姿を見ますと、誠に感心し、敬意を表する次第でございます。

私も津奈木町の未来の発展のために、今回も冷静に、落ちついて質問をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願します。

それでは、議長のお許しを得まして、通告書のとおり随時、質問したいと思います。

まずは津奈木町奨学金貸し付け制度のことについて、質問を致します。

①、津奈木町でも奨学金制度を行っていますが、現状について、まずお伺いをしたいと思いま

す。

○議長（林 賢二君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） 本町における奨学金貸し付けの現状について、お答え致します。

本町では、成績が優秀であって、経済的理由により就学困難な学生・生徒に対し、その学習の一部を貸し付け、将来、有能な人材の育成に資することを目的に、奨学金を貸し付けておりますけれども、高等学校や高等専門学校、またはこれに準ずる学校については月額1万5,000円を、それから大学校、またはこれに準ずる学校については月額3万円を貸し付けております。

また、大学校等につきましては50万円の入学準備金を合わせて貸し付けすることができるとしております。

在学する学校の最短修業年限の周期まで継続して交付することができます。返還については無利子としております。最終学年を卒業した次の6カ月後から10年以内の間に年賦・反年賦・月賦により、均等償還の方法で返還するということになっております。

本年度の新規借入者は前年度の4名から10名にふえました。借入額は574万円でした。その10名のうち5名は入学準備金を上限いっぱいの50万円まで借りておられます。

前年度、平成27年度ですけれども、の入学準備金を含む全体の借り入れ額は294万円でしたので、それに比べますと約2倍の額にふえているということになります。

平成23年度までは毎年10名以上の方が借り入れをされておりましたけれども、24年度からは4名程度、それまでの10名以上からすると、約半分以下まで少なくなっておりました。それが本年度は以前の水準まで回復したということになります。

本町の奨学金は、種類別には、対応型の奨学金になりますが、同じ対応型では日本学生支援機構の奨学金があります。無利息のものと利息の返還が必要なもの、それに入学時特別増額の3種類あり、大学や短大では月に3万円から12万円まで上げることができます。銀行等から借りれる教育ローンも、この対応型奨学金に入りますけれども、3パーセントから4パーセントの利息がつくということになります。

また、働きながら進学する学生が借りる新聞奨学金等がありますが、これは在学中に返済できるために、経済的負担が少なく、申請条件も緩やかになっております。

そのほかに給付型奨学金がありますけれども、卒業後の返済が不要なため、経済的・精神的負担が少ない奨学金です。ただし、審査基準が厳しく、募集枠が少ないために、採用の倍率が高くなっているという状況です。

本町奨学金の償還の方法を見ますと、平成27年度においては483万円が償還されており、年度末の貸し付け期末残高は1,830万円となっております。

それと、平成26年度以前の滞納額についてですけれども、徴収努力もありまして、1万

7,000円まで減少してまいりました。これは計画的に納入されており、間もなく完納される予定でございます。

そのほかに平成27年度と本年度分合わせますと、18万円の滞納額となっております。現在、過年全体で19万7,000円の滞納額となっておりますけれども、この償還金が次に借り入れる方の奨学金の原資となることを説明しまして、定期的な電話催告を行うことによって、滞納額が膨らまないように対策を取っているところです。

以上です。

○議長（林 賢二君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 大変きめ細かい説明をいただきまして、ありがとうございます。

金額が倍増してるということで、お子様をお持ちの保護者の方々、親も財布の事情が非常に苦しいものかなということを感じておりました。

それで、②なんですけれども、制度の告知の方法と時期、奨学金の給付時期につきまして、説明をお願いしたいと思います。

○議長（林 賢二君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） 告知の方法と時期、それと給付時期でございますが、奨学金の募集期間は4月1日から30日までの1カ月間になっております。その前に町のホームページや広報誌、それと有線放送で募集前の制度周知を行っております。

昨年度においてはホームページで3月1日から掲載を行い、広報つなぎには3月号に掲載しております。また、有線放送では3月末と4月中旬の2回、周知を行いました。

募集期間中にあった申請については、毎年5月下旬から6月初旬に委員4名の奨学金選考委員会において審議されますが、申請時には在学証明書を初め、在学校長の推薦書、学業成績証明書、健康診断書、連帯債務者の所得証明書等もあわせて提出してもらいます。

選考基準等で奨学生の採用が決定された方には、連帯債務者と連署した契約書を提出していただき、四半期ごとに給付を行っておりますけれども、1回目の給付が6月下旬で、入学準備金もあわせて支給しております。奨学金の支給は、在学が確認された後に支給開始するのが原則でありますので、4月早々に支給というわけにはいかない現状です。

入学準備金は入学した年に1回限り支給を致します。その後は2回目が9月中旬、3回目が12月中旬、4回目が3月中旬となっております。

近隣の水俣市におきましては、前々年度の所得を参考にして選考委員会を2月に実施、同月に内定を出しております。その後に4月に在学証明書を送って入学を確定してから確定通知書を発行し、5月に第1回目の支給を行っております。入学準備金の制度はないようでございます。

以上です。

○議長（林 賢二君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） ここで、告知の方法につきましては、いいのかなと思うんですけども、給付の時期がどうしても6月ぐらいに、特に入学準備金ですか、大学あたりになると50万までと言う話だったんですけど、これがやはり普通の御家庭の場合、お子様が高校卒業されて、受験もして、合格通知が来て、入学金の支払いだとか、いろいろ物入りの時期が3月に集中すると思います。それで、ある町民の方から、もう少し早目に、せっかくなんで、していただくわけにはいかないかという話が耳に入りまして、今回、奨学金のことを取り上げて質問をさせているわけなんですけども、大変使いづらいという中で、申請から交付までの期間をどうにか短縮していただいて、3月中にも使えるようにできないものか、お伺いをしたいと思います。

○議長（林 賢二君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） 今のところ、本町におきましては6月に第1回目の支給をするということになっておりますけど、一応、課内のほうで検討致しました。その結果、5月ごろには何とか支給ができるんじゃないかという結論を出しております。

3月早々というのはまだ入学が確定しておりませんので、その段階で出すというのは、ちょっと支障があるのかなというふうに考えております。

○議長（林 賢二君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 事務的なあれもありますし、今言われましたように、入学の確定ができてないということのできないということですので、その辺はちょっと考え方を、柔軟な考え方でしていただいて、入学する意思と、それと入学の通知ですかね、そういうのがあったら前向きに考えられるような形にしていただければ、本来ならば進学するという希望のもとですので、持ち合わせの貯えもみずからがするというのが筋かもしれませんが、せっかくなので、子供の夢を実現するためにも告知もきちんとしていただいて、安心して進学が、高等教育受けられるような手助けをしていただければと思います。

それで、3番目に移りたいと思います。

前回、6月議会におきまして、副町長に施策の前倒しはできないものかとお尋ねしたところ、施策の一例として給付型の奨学金をしている市町村もあるとおっしゃいました。今回の奨学金の制度で勉強をしましたところ、鹿児島県の長島町が給付型奨学金、ブリ奨学金と、それを地元の信用金庫と地元のブリ養殖業者の協力によって発足させたそうです。簡単に説明しますと、信金の低金利の学資ローンに行政が金利を補充を行い、その原資は地元養殖ブリ1本に1円の寄附を基金に積み上げるという、大変ユニークな奨学金だそうです。

また、出世魚のブリにちなんで、後に長島町に戻ってきた際には、元金の補填を行うそうです。若者人口の歯止めと奨学金制度の趣旨にも合致すると思いますが、このような奨学金制度について

て導入は検討できないものか、町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） ブリ奨学金、本当、ユニークだと思います。これは、長島町で考えられて、副町長が確か総務省から来てる人ですよ。その方が長島はブリで、ブリ養殖で成り立ってんだから、ブリの製缶、入れる箱ですね、あれが53万箱1会社で出るそうです。それに1円。それからブリの養殖業者が会社と個人でやはり寄附をするということで、ブリ関係の業者さんで基金を、相互銀行の基金に入れて、役場がその基金を管理するんですが、この基金に入れるということは、じゃあ寄附する人はどういうメリットがあるかと言うと、法人税が軽減されますね、寄附控除と。個人も寄附控除で軽減されます。

結局、喜ばれて自分の会社も税金を軽減される。今のふるさと納税みたいなもんですね。それを基金として役場にすると、税金がかかりませんので、そういう格好でメリットがあると。すると、役場のほうは、先ほどの質問があれしたように、長島で就職をした人のみが相互信用金庫に返済金を、基金の返済をしにいくと、その証明書を持ってくれば、その基金からその免除すると、要するに3万円返したら3万円上げると。実質、ただになるわけですね。ただし、それは条件がありまして、長島町に住む、奨学金を使った方が長島で就職する。その人以外はあくまでも返済をしなきゃいけないということで、非常にうまい制度を考えたもんだなと思ってます。

ただ、ブリの養殖の売り上げが長島町、最低で50億、多いときは100億、中国にも輸出をしておりますが、ぜひデコポン農家も50億、100億をあげていただければ、そういった制度を導入したいなと思うんですが。

役場のほうは、だからお金は要らないんですね。だからブリ業者が基金にあげる、その基金から長島に就職した人が返済したら、その基金を取り崩してこの人にあげると。役場の金は、税金は全然使われてないんです。だから、うまい方法だなと思ってますけど。これは長島町のブリの、やはりそれだけの売り上げがある、そういうことから考え出されたものだろうと、ぜひデコポンも売っていただいて、50億、100億売って、1円、寄附していただければ、これを順繰り給付型奨学金ということになります。

うちの場合は2,000万円だったんです、昔はですね。それを償還期限が大学なら大学を卒業したら、借りた年数、いわゆる4年、4年で返さなきゃいけない、こういうふうになってたのを、それではなかなか給料も、大学卒で就職しても低いもんだから、これを10年に延ばしたんです。10年に延ばしたところ、返って来る金が少なくなりましたので、結局は足りなくなった、奨学金が満杯、2,000万円ぐらい満杯になったので、今、6,000万を基金として持ってます。その中から貸し出して、償還型になってます。10年で返す。

その辺が、今、非正規あたりも多いし、10年で返してもらおうということで、余裕があればで

すけど、この期限は10年というのは条例で決めたわけでございます。

給付型につきましては、なかなかやっぱり原資が、先ほど言いましたように、個人に税金として給付型になりますと減ってきますので、どうしても個人に、貸し付けなら平等なんですけど、特に高校以上は、これは義務教育じゃありませんので、あくまでも奨励という格好での給付型じゃなくて貸与型と。ただし利子はつけませんということです。人数が非常に少ないんでどうするのか、その辺も検討は致しますが、今のところ貸与型、貸与型ちゅうか資金融通型で、もうちょっと返済を、じゃあ10年をもうちょっと15年にするかとか、それは考える余地があるかもしれないんですけど。

○議長（林 賢二君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 今、ブリ奨学金について質問しましたところ、デコポンでちゅうような話も聞きまして、恐らく言われるかなとこちらも思っています、もう少し稼ぎをよくしなければいかなのだらうなと思うんですけども。

ちょっと記憶が定かでないのであれなんですけども、JAあしきたの農作物の生産金額ですね、というのが確か35億弱ぐらいだったと思うんですよ。ブリ、長島町のあれだけの1万1,000人ぐらいの町で行われてるブリの養殖の売り上げ金額が約50億ぐらいちゅうことですから、1市2町で農作物をあげても、米からミカンから野菜から何かからだと思いますので、JAがあつかうのが。非常に今、そういう意味でも、ちょっと地域的に厳しいところもあるのかなとは思っています。

でも、結局はどこかがこういう話ちゅうのは声を上げてやらないと、なかなか共通の認識として、先ほどから橋口議員も言われましたけど、子供がなかなか生まれないとか、子供がやっぱり親の財布の中身を気にして、進学をあきらめようかなんていうことは、ちょっとあつてはいけないことではないかと思えますし、自由民主党においても先の参議院選挙で党の公約と致しまして、経済的理由による教育格差が生じないようにする。誰一人見捨てない、誰一人忘れない社会を実現し、いわゆる貧困の連鎖を断ち切るつもの1つが教育ということを認識して、この問題に取り組んでいくんだと、はっきり申しております。

言わば、先ほどから言われますように、日本国中のこういう地方、また都会においてもですけども、共通の大問題だということで、ぜひどうにかこの問題を早急に解決するような方向でなければいけない。その中でやっぱり津奈木町もその問題に取り組んでるんだよということ、外に向けてははっきり発信していくことが一番大切なことじゃないかと思えます。

このブリ奨学金にかわる似たような制度と言いますか、それはまた農家あたりも賛同していただければ、JAあたりでちょっとひねってもらえるようなことも考えられるんじゃないかなとは思いますが、ぜひそのときは津奈木町も一生懸命やりますので、協力をしていただければと思っております。ぜひよろしくお願いを致します。

それでは、続きまして、学校、部活動の社会体育の移行について、質問を致したいと思います。

まずは、①小学校・中学校における学校部活動の現状について、お尋ね致します。

○議長（林 賢二君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） お答え致します。

まず、学校活動の現状についてでございますが、小学校の部活動は、陸上20名、ミニバスケットボール17名、剣道部12名です。この3つの部活動は、小学校の運動場・体育館を使っています。

野球については本年度から社会体育へもう既に移行しております。

続いて中学校ですが、部員数は陸上部を除いて、中体連が終わった関係で3年生はもう部活動をやめますので、それ以外の学年の部員数です。

野球7名、サッカー5名、女子バスケットボール部9名、男子バレーボール部7名、女子バレーボール部10名、陸上短距離12名、陸上長距離7名、合唱10名です。これらの部は、B & Gグラウンド並びに体育館、中学校グラウンド並びに体育館、音楽室を使っています。

中学校では生徒数の減少で、各部活動への入部率が少なく、活動が難しくなっています。小学校から中学校へ上がってくる際、社会体育、既存のサッカー、空手、バドミントン、剣道、硬式野球というのがありますが、に加入する生徒がふえてきておりますし、女子では小学校の部活に入っていた生徒が、中学校の部活に加入しないという生徒もふえてきている状況です。

以上が、現状でございます。

○議長（林 賢二君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 詳しい説明をしていただき、ありがとうございました。

なかなかこの問題も頭が痛い問題だろうと、教育委員会のほうでも認識されていることだろうと思います。

実際、私が中学校のとき、我々の年代というのは昭和41年、42年生まれで、丙午の年でございます。そのとき、中学校3年生を卒業するときに恐らく82名だったと思います。1名は途中で転校して来て81名が82名になりました。

その中でも、そのときまでずっと津奈木中学校が3クラスあって、もちろん先輩方に言わせると、いや、5クラスあったばい、6クラスあったばいちゅうような話も聞きますけれども、初めて2クラスになった年で、非常に、わあ、少なかねという感じでありました。

時は流れて35年ぐらい今、たっておるんですけども、その中でやっぱり、もううちの娘も中学校1年生に今、在学しておりますのであれなんです、39名やったかな、わずかあと2名足りずに2クラスができなかったということで、大変ショックな感じだったわけです。

そして、今、説明にありました部活動について、小学校が大体、社会体育に移行するというこ

とで、正直、この質問の通告書を書くときは、中学校も一緒かと思っただけです。ちょっと書き間違えたようなところもあつたんですけども、野球部が、話を聞いたら中学校の中体連が終わった後、何名か卒部ちゆうんですかね、退部をして現状が7名であると。サッカー部が現状5名ということで、確かサッカー部も二、三年前はこの芦北水俣地区で優勝するぐらい盛んだったんじゃないかと思って、いろいろと、例えば部外の野球だったら硬式野球に行ったり、水俣のサッカーのクラブチームに行ったりという現状もあるんですけども、それでもやっぱり非常に子供の少なさ、そういうのは本当、身に染みてわかるわけでありまして。

それで、ちょっと質問の流れがちょっと悪くなりましたけども、今後の学校部活動の社会体育へのスケジュールについてお伺いを、まずしてみたいと思います。

○議長（林 賢二君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） それでは、学校部活動の社会体育へのスケジュールについてお答え致します。

中学校については、中学校学習指導要領の中で、学校教育の一貫として、教育課程との関連が図られるように留意することとされていますので、今、問題になっている社会体育への移行の対象は小学校の部活動であることを、まず御理解いただきたいと思います。今、議員のほうもそういった理解していただいてありがとうございます。

その上で、この社会体育への移行について、県教育委員会は基本方針の中で、次のように述べています。

これまで本県では部活動、運動部活動が児童のスポーツ活動を担ってきた。しかし、少子化に伴うチーム編成の困難、保護者や児童のニーズの多様化、また指導者不足などの問題が指摘されている。

このような課題に対応し、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するために、小学校の運動部活動を社会体育へ移行するというふうに述べております。平成27年3月の児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針の中で述べています。

この問題が提起されて以来、津奈木町スポーツ活動環境整備検討委員会を立ち上げ、委員会の設置要綱も定めて、学校部活動の社会体育への移行に向けた協議を平成27年度中に5回、行ってきました。

委員会は委員8人以内をもって組織しております。メンバーとしては、学校長会代表、町PTA連合会の代表者、体育協会理事、スポーツ推進委員会の代表者、小学校部活動指導者の代表者、町立小学校教諭、その他教育長が必要と認める者というふうになっています。

この委員会で、平成28年度には野球部を社会体育へ移行し、平成29年度にはミニバスケットと県道を社会体育へ移行させること、陸上部については指導者の確保が必要であるため、本町

の陸上競技協会と話し合いを持つなどの対応を、本年10月中旬から検討委員会の活動を再開し、今後へ向けての道筋を確認していくということにしています。

したがいまして、平成29年度にはミニバスケット・剣道が社会体育として活動を行う予定になっています。陸上については今後の協議で道筋をつけます。

いずれにしても、平成30年度には社会体育への移行が完了するように協議を進めていく予定であります。

このような社会体育移行への流れについて、小学校の保護者の皆さんにも説明をしており、理解を得ているところでございます。

なお、この社会体育への移行は、あくまでこれまでの小学校部活動として活動していた運動部についての対応で、ジュニアバレーボールとジュニアのサッカーがございませぬ、については、この問題が提起される以前から、長い間、独自の理念と目標を持って結成されている組織ですので、その活動については社会体育への移行の対象とはしないとの確認を、委員会でしていると御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（林 賢二君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） また、詳しくありがとうございました。

スケジュールは小学校の部活動について御説明もいただきましたし、サッカーとバレーについては皆さん御存じのとおり、一生懸命やられてるということで、スムーズにいくんじゃないかと思っております。

③ですな、社会体育に移行時に必要になる設備の改修等の計画はないのだろうか、これも伺いたいと思います。

○議長（林 賢二君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 社会体育移行時に必要となる設備の改修等の計画について、お答え致します。

社会体育へ移行する4つ部活動の公共の体育施設については、4つ部活がありましたですな、の体育施設については、設備の改修等については現在のところ、特には考えてはおりませぬ。

ただ、さらに部活動の社会体育化が進んでいきますと、公共施設の利用増が考えられるため、活動場所と利用時間を広げる意味からも、小中学校のグラウンドの照明設備が必要になってくるかもしれないとは思っています。

今後の社会体育への移行状況を見ながら、検討する内容になるかというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（林 賢二君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 社会体育ということですね、やはりどうしても、今まで、特に陸上とか、そういう部活動は屋外でやっていた関係と、先生がもう時間について指導されていたので、スムーズにこう放課後、入っていたという経緯があると思うんですけども、一番ちょっと気になったところが、やはり教育長が申し上げたように、夜間の照明がどうしても必要になって来るんじゃないかなという気がしたもんですから、あえて質問をさせていただいたわけでございます。

また、この機会を得まして、4年後にはリオオリンピックの後の東京オリンピックということで、みんなやる気が出てくると思うので、設備の改修なり、ちょっとグレードアップも図りながら、子供のすくすくと育つ、またはスポーツを通じて精神力を養うというような方向に持っていただけなら、一番いいのではないかと思います。

最後になりますけれども、先ほどもちょっと触れましたけれども、人口の減少、少子化に伴い、社会体育活動についてもメンバーが集まらないなどの問題が発生すると思われまます。将来の計画・対策はあるのか、伺いたいと思います。

○議長（林 賢二君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） ただいまの質問にお答え致します。

人口の減少、少子化の波は確実に押し寄せています。議員の1番の質問でお答えした、今回の協議の対象にはなっていない中学校の部活動でも、生徒数の減少でその団体競技に必要な人数を確保することが困難になってきています。

いずれ部活動の再編も考えなければならない状況かと思えます。

小学校でも児童数の減少が、団体競技に必要な部員数を確保することが難しい状況が予想されます。

そこで、将来、団体競技として維持する活動のあり方と、新たな運動の取り組み方の発想をしていかなくてはならないと思えます。

新たな運動は、1種目の運動で勝ち負けにこだわるというのではなく、ある期間の中で複数の運動を選択してもらって、多様な運動の経験をさせる、運動を好きになってもらう、体力向上を図るというものです。以前、小規模の学校で行われていた季節型のスポーツ運動という選択肢も考えられます。例えば、平国小学校あたりでは季節ごとに運動を変えて、少人数ですから、やっております、みんなですね。

この場合も活動の趣旨を理解していただく指導者の確保が課題になります。その下地になるというのが、総合型地域スポーツクラブの組織だというふうに思っています。

今回の社会体育への移行に伴う現段階で最大4つの活動が、それぞれバラバラで活動するので

はなく、1つの組織として構成された中で、互いに連携を取りながら活動すれば、町としてのスポーツ活動としての一体感も生まれ、各クラブ同士の連携や乗り入れなどの新たなクラブの形も生まれてくるというふうに思いますので、現在ある総合型地域スポーツクラブ「つなぎ運動します隊」というのがありますが、の充実もあわせて研究協議していきたいというふうに思っております。

先だって、県教育委員会体育保健課から、本町の社会体育への移行状況のヒアリングを受けましたが、その席で、今まで述べたような取り組み状況と今後へ向けての考え方を説明しました。

本町の取り組みは、他の市町村より一歩先に進んでいて、総合型地域スポーツクラブを念頭に入れた考え方としても、ほかに参考になる取り組みであるというふうな評価をいただきました。

このように、これまでと発想を異にしたクラブ組織を起こしていくわけですので、幾分、かなりの育成のための予算措置が必要になって来るかと思えます。また、社会体育移行に伴って生じる課題もいろいろ出て来るかと思えますので、順次、理解いただくよう、話を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 県からも先進的な取り組みをしていると評価をいただいているようで、一安心するところもありますけれども、一番この質問のとき、考えたときに一番危惧していたのが、例えば、野球部が7名、サッカー一部が5名というような状況だと言われましたけれども、例えば野球を部活動、子供のときにやっていた親御さんが津奈木町で住んでいて、子供の進学とともに進学・進級とともに、自分の子供にも野球をやらせたい、サッカーをやらせたい、バレーをやらせたい、そういう希望をされる方も多いかと思えます。

そうすると、部活動の人間が少なくなって廃部、もしくは縮小した活動しかできんということになれば、それを理由に、逆にもうちょっと人間の多い水俣市の学校に行こうとか、あるいは芦北町に行こうとか、もういっそのこと八代・熊本まではってこかいみたいな形に、職場を変えてでもやろうというような人もいるかもしれません。現に、そういう話もちらほら聞きますし、非常にこう、西回りの自動車道の津奈木インター、そして新幹線と、交通の便はよくなったんですけども、都会のほう、人間の多い地区に、それで育てるかのように、そういう問題が発生すると思えますので、ここはひとつスポーツに特化するか、特色を掲げて小学校・中学校、あるいは就学前のお子さんに関しても、津奈木町はこういうこともやってるんだよという発信は、ぜひしてもらいたいと思っております。

できれば町長の考えもいただけないでしょうかと思えますが。

○議長（林 賢二君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 今、議員のほうから、スポーツに特化してっていうお話がありましたので、今のところ、その特化してという試みはやっておりません。ただ、客観的に見まして、例えば、中長距離は速いとか、それはいろいろ世間の噂とか、それはあります。

それと、このスポーツとは別に、特化というまでもいかないかもしれませんが、これは小学校の英語ですね、英語については文部省の教育課程の特例校の指定を受けまして、ほかの地域よりも先んじて英語の、1年生から6年生までの英語活動をやっております。これは1つの特化でございます。

それともう1つは、町のほうの財政措置も受けまして、ICT、いわゆる新しい時代の教育の取り組みですね、教育機器を使った取り組み、これ、電子黒板を使ったり、そういったパソコン、それからタブレット、そういったものを使った教育については近隣のところよりも先にやっております。そういった点は、いろんなところで評価は受けているというふうに思っております。ちょっとスポーツとは関係ないんですけど、特化という意味で御紹介しました。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 何をさておき、やっぱり少子化問題ですよ。これはもう橋口議員が御質問がありましたように、とにかく、やはり子供の生まれて来る数をふやす、これが一番望ましい。全て解決するわけですけども、これを現実、そういうふうに見舞われてるということで、1番に、やはり最初に来るのがもちろん保育園の定数ですよ。それから学校関係、これが1番、やはり少子化、ひいてはもちろん働く人、年金。こういうふうにならぬようにこの少子化問題というのとはかかわってまいります。

そういう中で、我々のころはもちろんその総合グラウンドなんかもなかったし、体育館もありませんでした。そういう中では野球とそれから陸上・卓球ぐらいですかね。3つぐらいしかありません。あ、バレーボールもありましたね。外でやってたわけですけども。

やはり人数が限られてきますと、何もかもというわけにはいなくなってくるのではないかと。例えば、野球だったら最低、とにかく9名とか、あるいはラグビーはないですけど、サッカーだったら十何名とか、定数がありますよね。それくらい人数がいないとできないわけで、ある程度は、だからその絞った、絞るって言われても、先ほど教育長が言いましたように、再編ですね。津奈木町のスポーツとしては、学校のスポーツとしては何がいかということで、絞った格好でのやはり再編が必要になって来るのではないかなと思います。

ただ、いろんなクラブ、ドイツ辺りはクラブが盛んなんですが、よその地域、例えば水俣・芦田地域でサッカークラブとか、そういう下部組織ができてるんですけども、そういったのもだんだんできてはきつつありますけども、やっぱり学校の皆さん方が仲間内とするチームをつくるためには、やっぱりある程度、再編をして、何もかもやるというのは、ちょっと人数の関係で無

理が来るのではないかと思います。ですから、やっぱり再編というのは考えなければいけないだろうと思っています。

○議長（林 賢二君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 教育長並びに町長に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

1つ訂正と言いますか、言いたいですけれども、先ほどスポーツに特化というのは、ちょっと私の勇み足じゃないですけども、言い過ぎた点もあるかと思います。町の教育大綱にも書いてあるように、教育は文武両道が基本であるという考えのもと、計画もされているようですので、私が言いたかったところは、教育・子育てを通じて住みやすい、住みたくなるまちづくりにもっと力を特化していただきたいと、そういう意味で申し上げたわけでございます。

これからもなかなか厳しい状況は続くかと思えます。その中でも、やはり津奈木町が50年、100年たっても津奈木町でいられるように、若い、子供の声が、小さい子供の声がいつも響くような町になるように、町長も考えていただき、そうしていただければ非常に町民も勇気づけられ、喜ぶのではないかと思いますので、よろしく願いをして、きょうの私の質問を終わらせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○議長（林 賢二君） 以上で、2番、本山真吾君の質問を終わります。

.....

○議長（林 賢二君） 5分間暫時休憩致します。

午前11時36分休憩

.....

午前11時41分再開

○議長（林 賢二君） 休憩に続き、会議を開きます。

次に、4番、久村昌司君の質問を許します。4番、久村昌司君。

○議員（4番 久村 昌司君） 皆さん、おはようございます。4番、久村昌司です。議長の許しがありましたので、先日、通告書を提出したとおり、順次質問させていただきます。

台風16号が来て、きょうの一般質問、どうなるのかなと思って、無事、何とか下がってもらって、まだ北上中ですので、ほかの地域に被害がないようなことを祈っております。

まず、最初の質問に入りたいと思えます。

つなぎチャンネル加盟について質問を致します。

最初に、光ブロードバンドが開設し、つなぎチャンネルもあわせて3カ月がたとうとしていますが、現在の、正確な詳細はわからないと思えますが、加入状況はどれくらいなのか、伺いたい

と思います。

○議長（林 賢二君） 総務審議員、吉澤信久君。

○総務審議員（吉澤 信久君） お答えを致します。

町内の光回線加入状況につきましては、NTTのほうに問い合わせましたところ、規定より非開示情報というふうになってるようでございます。これで回答はいただけませんでした。

また、光回線の加入申し込みはNTT以外の通信事業者でも行っておりまして、集約や公表は難しいと考えられます。

参考までに、光ボックスを申請された方、これが先週の9月15日現在で148件あっております。

また、現在、回線工事を待っていらっしゃる方も多いようでございまして、今、申し込んでも10月の末とか、かなり遅くなるということでございます。半年ぐらいたてば加入状況等、大まかにはわかってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 4番、久村昌司君。

○議員（4番 久村 昌司君） ただいま説明がありましたとおり、なかなか公開できないというのがあるようですので、あとはもう各地区の、例えば1年後とかぐらいに、地区の方、区長さんなり大変だと思いますけど、その辺で、少しでも地区の常会とかでも調べられるのじゃないかと思っております。詳細に、その件数については、ぼちぼちわかってくるのではないかと思っております。

今、伺ったつなぎチャンネルの中で、今回、質問していましたが有線放送欄とかいろいろありまして、私も入って見ていたんですけど、欄があるんですけど、何も書かれていなかったんですよ。なぜ、こう、有線放送っていうのがあるのに、なぜ書いていないのかなと思って、今回、質問を、通告書を出したんですけど、たまたまその偶然にも、私が通告書を出した日からその欄に、多分、朝のうちに多分、されたと思いますけど、きょうから書きましたというものをわかって、私の質問が少しなくなるんじゃないかと思いつつ、ちょっと戸惑っていると思いますけど、本当に職員も大変だと思います。有線放送一つ一つを毎日打ち込んでいかなきゃいけないと、そういう情報もやっぱり。

なぜこういう、今回、質問したかということ、有線放送自体、朝7時半、7時半というのは、やっぱり会社勤めの人なんかは、もう通勤時間になって、まず朝の有線っていうのを聞く時間帯がないと思って、7時とか、ああいうのであるんだったら聞く時間もあるんじゃないかと思って、せっかくなつなぎチャンネル、そういう中で欄があるのであるんならば、例えば死亡者の方とかを載せたりとか、書いてもすぐ、きょうの何があるとか、そういうのを見えるような状況をつくって

いけたらなあと思って、こういう質問をさせていただいたんですけど。

それから今回、少し聞き方を変えて、その場で記載していなかったのはなぜなのかっていうのを1つ、質問させていただきたいと思います。

○議長（林 賢二君） 総務審議員、吉澤信久君。

○総務審議員（吉澤 信久君） お答えを致します。

つなぎチャンネル6月27日に始まったということで、申込者数はそれからだんだん上がって来ると、8月末の段階では、まだ加入者も少なかったもんですから、当面は有線放送のみで対応することとしておりました。

加入者がある程度増加した後に、つなぎチャンネルにも掲載することとしておりました。

9月に入りましてから、随時、先ほど申されましたとおり、掲載しておりまして、きょう現在では秋の交通安全運動についてなど4件について掲載しているところです。

今後、つなぎチャンネル加入者が増加すると思われますので、有線放送のページもふえまして、つなぎチャンネルの充実というのを図りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 4番、久村昌司君。

○議員（4番 久村 昌司君） もうできるだけ、せつかくできた設備ですので、それを少しでも生かして、職員の方も大変だと思いますけど、そうやって町民にわかるようなチャンネルとかつくっていただければと思っております。

もう書き出したということで、なかなか質問が先に進まないようですので、次の質問に入りたいと思います。

続きまして、前回、入札の見積もり期間についてというのを質問させていただきます。

26年の9月の一般質問で、公共工事の入札のあり方についてという質問を致しました。その中で、答弁の中で、見積もりの期間が短いがあるので、今後、法律に基づいて適正な見積もり期間が取れるような改善を図っていきたいという答弁をいただきました。

でも、最近の入札の中でも、非常に短い期間、金額があるにもかかわらず、やっぱり短いのがあったことが起きております。その辺について、なぜそうなったのか、説明を伺いたいと思います。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） お答えをします。

入札の見積もり期間については建設業法施行令第6条で、金額に応じて見積もり期間が定められております。

建設業法施行令第6条で定められてる期間は、予定価格が500万円未満の工事が1日以上、

予定価格が500万から5,000万未満の工事については10日以上、予定価格が5,000万以上の工事については15日以上というふうに定められております。

見積もり期間が10日以上及び15日以上については、やむを得ない事情があるときは5日以内に限り短縮ができることも定められております。

現状としましては、入札工事は全て、工事の種類や工事内容等考慮して1週間程度の見積もり期間を設けております。

28年度の入札工事について、見積もり期間がどうなってるかということで調べました。8月末現在22件の入札を実施しております。建設業法施行令に記載された見積もり期間を満たしていない件数が8件ありました。

その中で、5,000万を超える建築工事については、5日以内に限り短縮ができることを考慮しても、見積もり期間が不足している事実が確認できました。

今後の対応としましては、建設業法施行令で定められた期間、それに工事内容を考慮して見積もり期間の設定を行って対処したいと考えております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 4番、久村昌司君。

○議員（4番 久村 昌司君） 8件もあったということですね、業者の方もそのように短い期間で、前も言いましたけど、なかなか5,000万とか、そういうのを1週間ぐらいで出してしまうというのはなかなか難しいところがあるようです。やむを得ない事情というのがありますと、やむを得ないというのはなかなか難しい、どうしてもやむを得ないときは5日以内に限り短縮することができるちゅうのが、そのやむを得ない事情というのはなかなか個人個人、いろいろあると思うんですけど、なかなかこれを短くすると、よっぽどのことがない限り、短くすることはできないと、私は思っております。

本当、それを考慮していただいて、その日までに入札したいのであるならば、町のほうも、その辺を考慮していただいて、早目に閲覧期間を出すとか、そういう取り組みをやっていただいて、今後、こういうことがないようにしていただければと思います。

前回、この質問をして、そうやってやって行くと言ってもかかわらず、こういうことが事態が起きてると話を聞きましたので、今回、こういう質問をさせていただきました。今後、気をつけていただければと思っております。

それでは、もう最後の質問に入りたいと思います。

西川町長、6期にわたり本町を切り盛りなさってきました。平成の大合併にも合併もせず、町の負担を極力最小限に抑えた事業とかを行って、今現在、それほど借金も持たない、すごいよい町になっておると思っております。すごい手腕を振るってこられました。

月日は早いものですね、たつのは。前回の町長選から3年、来年が次期町長選ということを控えております。

このことについて、もう町民の方々も深く関心を持っておられますと思います。今回のこの9月という時期に、こういう質問をするのはちょっといかなものかと私も考えたんですけど、やっぱり早目の気持ちのつくり方というのがありますので、来年の町長選に向けてどう考えておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 私の任期も、来年の7月24日が任期でございます。まだしばらくありますけれども、現在のところ、まだ白紙でございます。ただ当面する課題につきましては、全力でその期間、あるいは次期どうするかということを含めまして、努力をしていきたいと思っております。

当面の課題と申しますと、今、やっと獲得しました地方創生、これは地場産業の育成にもつながるわけですが、地場産業のやっぱり、先ほども問題になりましたように、やっぱり人間働く場所、これをどうやってつくっていくのか、これを一番課題だろうと思います。一朝一夕にはできないと思っておりますけども、やはりたゆまぬ努力が必要じゃないかと。

あるいは、県道田浦線、これもまだ完全にでき上がっておりませんし、これも県の施工主でございますが、なるべく早く完成をさせなきゃいけないと。

また、今、簡易水道、耐震化を行っております。これもなかなか地震が頻発しておりまして、益城辺りは耐震化率が1桁台ということで、全く復旧がされない状況。これが、耐震化がなされた場合は、恐らく数カ所で済んだんではないかと思われることではございました。

ほかにも安心安全なまちづくりでありますとか、空き家対策で少子化対策、そういうのもございましょう。それから四季彩、グリーンゲイトの経営状況、こういうのもございまして、現在のところ、そういう課題に立ち向かっていきたいというふうに思っております。

○議長（林 賢二君） 4番、久村昌司君。

○議員（4番 久村 昌司君） ありがとうございます。まだなかなか判断がついていないようですが。

今回、この質問については、また12月もあります、3月もありますので。（笑い声）多分、私じゃなくて、誰かほかの議員さんたちでもそういう質問がされると思いますので、腹を括って、返事を待っています。

本当、短い質問でしたけど、以上で、本日の質問を終わらせていただきます。

○議長（林 賢二君） 以上で、4番、久村昌司君の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

---

○議長（林 賢二君） 本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会致します。お疲れでした。

午前11時56分散会

---

---

平成28年 第3回 (定例) 津 奈 木 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成28年 9月29日 (木曜日)

---

議事日程 (第3号)

平成28年 9月29日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成27年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第10 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第11 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成27年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第5号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第6号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第7号 平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議員派遣の件

日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第10 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第11 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

---

出席議員（10名）

1番 上村 勝法君	2番 本山 真吾君
3番 澤井 静代君	4番 久村 昌司君
5番 橋口知恵子君	6番 柳迫 好則君
7番 川野 雄一君	8番 寺本 信介君
9番 村上 義廣君	10番 林 賢二君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 久村 庄次君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	西川 裕君	副町長 ……………	山田 豊隆君
教育長 ……………	塩山 一之君	総務課長 ……………	林田 三洋君
総務審議員 ……………	吉澤 信久君	振興課長 ……………	倉本 健一君
振興審議員 ……………	下川 秀美君	振興審議員 ……………	財部 大介君
住民課長 ……………	新立 啓介君	住民審議員 ……………	五嶋 睦子君
教育課長 ……………	椎葉 正盛君		

---

午前10時00分開議

○議長（林 賢二君） 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第1. 認定第1号 平成27年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2. 認定第2号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3. 認定第3号 平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4. 認定第4号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5. 認定第5号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6. 認定第6号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7. 認定第7号 平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（林 賢二君） 9月13日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました日程第1、認定第1号平成27年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第7、認定第7号平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案を一括議題とします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。お手元に配付のとおり、各常任委員長から審査結果の報告書が提出されております。審査の経過と審査結果について、会議規則第37条第1項の規定により、各常任委員長の報告を求めます。

質疑は委員長報告終了後一括して行います。

初めに、総務振興常任委員長の報告を求めます。総務振興常任委員長。柳迫好則君。

○総務振興常任委員長（柳迫 好則君） 総務振興常任委員長報告を致します。

9月13日の本会議において、当委員会に付託されました認定第1号「平成27年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における総務振興常任委員会所管科目及び、認定第4号「平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号「平

成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第7号「平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日から28日のうち6日間にわたり審査を致しましたので、委員会における、審査の経過並びに結果を報告します。

審査にあたっては、担当課長及び担当審議員、担当班長の出席を求め、適正かつ効率的に執行されたか、又、事業の成果はどうであったか、次期予算編成や行政執行に活かされるよう慎重に審査を致しました。

認定第1号「平成27年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、総務振興常任委員会所管科目について、主なものを申し上げます。

まず、歳入から報告致します。

委員より「住宅使用料の収入未済額209万4,720円の件数と内訳は。」との質問に対して、「全体の滞納者が12人、件数は99件です。内訳として、現年度分が12人の51件で、過年度分が5人の48件です。」との答弁があり「滞納金額が年々増えているので滞納処理計画等を作成し、早期対策を行うこと」との意見がありました。

次に、歳出について報告致します。

総務費の総務管理費で「電算使用料の内容はどのようなものなのか。」との質問に対して、「総合行政のクラウド化に伴うASP使用料に2,228万4,720円、戸籍システムのソフト使用料に58万8,800円となっています。」との答弁がありました。

財産管理費で、「倉谷工業団地の土砂撤去費38万円、工事請負費710万円計上されているが、その工事内容は。」との質問に対して「平成26年度に実施しました倉谷工業団地整地工事において、敷地内にあった産廃を土砂と一緒に整地したため、産廃の特定が難しくなっていました。平成27年7月ごろに水俣保健所から、産廃が不適正保管であると指摘を受け、早急にその位置を特定し、適正保管するよう指示がありました。よって、産廃を特定するための土砂撤去費が38万円、その上で約710万円かけて、飛散防止等適正管理の処理を行いました。」との答弁がありました。

企画費で「予約型乗合タクシー運行について、住民の要望として、より料金を安くしてほしい、水俣便を増やしてほしい、各種割引等があるが町はどのような対応を取るのか。」との質問に対して、「料金の値下げは他の公共交通機関を圧迫するため、早急な値下げは難しい。ダイヤ変更や料金割引等から進めていきたい。」との答弁がありました。

地域振興費で、「ふれあい祭りの実施方法は妥当と考えているのか。」との質問に対して、「実行委員会でも新たな企画の意見が出ているため、作業部会には指示をしている、今後も創意工夫して進めていきたい。」との答弁がありました。

漁港建設費で、「福浦漁港防波堤整備工事について、予算要求してもここ数年は要求の半分しかついてない状況で、計画期間内に完成するのか。」との質問に対して、「平成28年度で鋼管杭10本、コンクリート方塊の制作。平成29年度で方塊コンクリート設置と上部工で防波堤は完了予定です。平成30・31年度で物揚場まで整備したいが、状況によっては32年度までずれ込む可能性があります。」との答弁がありました。

消費費の防災費で、「がけ地近接危険住宅移転事業補助金の内容は。」との質問に対して、「県に申請した事業で、建設年度の条件や危険度等に応じて対策を行うもので、住居の解体経費に対する補助です。移転した場合、同じところに住居は建てられません。」との答弁がありました。

以上、慎重審議の上採決した結果、認定第1号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に認定第4号「平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

歳入では、「水道料未済額4万6千円とあるが。」との質問に対して、「出納閉鎖後にほぼ納まっており、対策として、滞納が3カ月たったら給水停止をするようにしており、収納率は昨年より良くなっております。」との答弁がありました。

歳出では、「需用費の中で修繕料とあるが、平国地区の水道管も傷んでいると思われるが、改修計画はあるのか。」との質問に対して、「現在、岩城・小津奈木地区の配管布設替を行っています、その後、平国地区を実施していく計画があります。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、認定第4号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に認定第6号「平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

執行部より説明を受け、慎重審議の上採決した結果、認定第6号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に認定第7号「平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

執行部より説明を受け、慎重審議の上採決した結果、認定第7号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

最後に総務課、振興課所管施設現地視察において、福浦漁港整備事業、福浜漁港高潮対策工事、岩城配水池工事、フィールドミュージアム（つなぎの根っこ）、古中尾ため池工事、津奈木工業団地内（中山リサイクル）、倉谷工業団地飛散防止工事、を視察しました。

以上で、当委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

平成28年9月29日

総務振興常任委員会委員長柳迫好則

津奈木町議会議長林賢二様

○議長（林 賢二君） 以上で総務振興常任委員長の報告が終わりました。

次に、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任委員長、寺本信介君。

○教育住民常任委員長（寺本 信介君） 教育住民常任委員長報告を致します。

9月13日の本会議において、当委員会に付託されました、認定第1号「平成27年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、教育住民常任委員会所管科目、認定第2号「平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を9月14日から28日までの6日間にわたり審査しました。

審査にあたっては、担当課長、審議員、班長、園長及び担当者の出席を求め、適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の成果はどうであったか、次期予算編成や行政執行に生かされるよう慎重審議しました。その結果を報告します。

認定第1号「平成27年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、教育住民常任委員会所管科目について報告します。

審査における主な質疑等は、次のとおりです。

まず、歳入から報告します。

税務関係では「個人住民税と法人税について、平成26年度と平成27年度ではマイナスになっているのは何故か。」との質問に対して、「個人住民税については0.1パーセント下回っているが、徴収に関しては例年通り併任徴収など取り組んでいる。法人住民税については、支払いがないところが1件あり、平成28年度も継続して徴収していく。」との答弁でした。

また、「四季彩の入湯税が4,761件と説明があったが、宴会で配られる温泉券はどのような扱いとなるのか。」との質問に対して、「入湯税は、宴会等利用人数×150円で支払ってもらっている。温泉券の扱いについては、入館料を貰っているので配っていると思う。」との答弁でした。

教育関係歳入では、「地域未来塾実施事業費補助金は、何に使われているのか。」の質問に対して、「地域未来塾に対しての報償費や費用弁償の一部になっている。」との答弁でした。

次に、歳出について報告致します。

税務関係では、過誤納金の返還金について、「株などの申告で還付金が発生した場合、還付対象者は課税から非課税となることはあるのか。」との質問に対して、「住民税に関しての配当控除は、株には特定口座というものがあり、それを選択した場合には所得税と住民税が差し引かれ

る。そのため申告は必要ではないが、申告をされた場合、配当控除が発生し歳出還付で住民税を還付する。株に関しては住民税の課税から非課税への変更はなく、株で差し引かれた金額を還付する。また、その他に遡って扶養などを追加すると課税額が変更となり還付が発生する。」との答弁でした。また、「還付が発生した場合、国民健康保険税や介護保険料に影響はないのか。」との質問に対して、「国民健康保険税や介護保険料への影響は株の配当控除は関係ないが、扶養修正などが生じた場合は、保険税（料）の軽減が変更となることがある。」との答弁でした。

住民関係では、「水俣芦北広域行政事務組合火葬場費負担金について、各市町の負担割合はどうなっているのか。」との質問に対して、「火葬場費の負担割合は、平成22年度の国勢調査時の人口割となっており、津奈木町9.86パーセント、水俣市52.53パーセント、芦北町37.61パーセントとなっている。」との答弁でした。

また、「今後のごみ処理場の整備の日程はどうなっているのか。」の質問に対して、「本年5月に振興課整備班へ依頼をしている。整備班のスケジュールでは、ストックヤード及び管理棟新設については10月契約で2月末完了、旧事務所解体については2月契約で3月末完了する。」との答弁でした。

福祉関係では、「地域見守り推進事業の内容はどのようなものか。」との質問に対して、「具体的な内容については、主要施策報告書に記載しているが、社協に委託を行い、専門スタッフ2名で各地域を巡回し、座談会などの活動を行っている。」との答弁でした。

保育園関係では、「園児数に対して職員は足りているのか。また勤務状況はどうなのか。」との質問に対して、「今年度は職員的には足りている。しかし、嘱託職員の勤務時間は9時～15時45分までで、保育園開園時間の7時～9時までと、15時45分～18時30分までは、嘱託職員とおばあちゃん先生で対応している。嘱託職員は、勤務ローテーションにより、2日に1回は時間外勤務になっている。0歳児が増えると登園時間及び降園時間によっては、早朝夕刻時間帯の対応保育士が必要になってくる。」との答弁でした。

教育課関係では、「教育委員会費で教育委員に対する報酬の金額について、責任の重さを考えると低すぎるのではないか。」との質問に対して、「他市町村との比較をし、年間でどのくらい出席頂いたかを踏まえて検討して頂く資料の提供をしたい。」との答弁でした。

事務局費では、「今回から2人のALTを採用しているが、教育効果はどうなっているのか。」との質問に対して、「基本は中学校に配属している。平成30年度からの小学校の英語の教科化等に備えて、2人体制を取ることで、英語に親しむ機会が増えている。また、中学校の英検を受ける際のヒアリングの練習にも寄与している。」との答弁でした。

学校教育費では、「津奈木小学校3人と平国小学校1人の学級支援員は、統合後の配置はどうなっているのか。また、支援を必要としている子供の数は増加しているのか。」との質問に対し

て、「津奈木小学校を3人から4人に増員している。また、支援を必要としている人数は年々増加傾向にある。」との答弁でした。

また、「小学校プールのろ過機保守点検委託は、町内の業者に委託できないのか。」との質問に対して、「資格条件について確認し検討する。」との答弁でした。

保健体育総務費では、「全国九州大会出場助成金については、本人が申請する必要があるのか。」との質問に対して、「教育委員会で規定に従いチェックしているが、全てを把握するのは難しいので申請していただきたい。」との答弁でした。

以上のような質疑応答を経て、教育住民常任委員会所管科目について採決した結果、認定第1号は、全会一致で原案のとおり「認定すべきもの」と決定いたしました。

次に認定第2号「平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

審査における主な質疑等は、次のとおりです。

まず、歳入から報告します。「国保の保険料の滞納繰越額とその対応は、どのようにしているのか。」との質問に対して、

「現在までの滞納額は2,900万円で、滞納者は生活困窮者や、財産等を持たない人である。個別面談や年2回の夜間特別徴収等を行い、納入を促している。」との答弁でした。

次に、歳出について報告致します。

「滞納整理支援システム導入委託料270万円は毎年支払うのか。費用対効果はどうか。」との質問に対して、「委託料は初年度だけ支払う。システム導入で滞納状況を把握し、保険税の時効や財産差押え等を行うが、台帳管理だけでは時効の把握ができにくい。」との答弁でした。

以上採決した結果、認定第2号は、全会一致で原案のとおり「認定すべきもの」と決定いたしました。

次に認定第3号「平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

慎重審議の上採決した結果、認定第3号は、全会一致で原案のとおり「認定すべきもの」と決定いたしました。

次に認定第5号「平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

歳入で、「介護保険料の滞納繰越があるが、状況はどうか。」との質問に対して、「当初からの滞納件数が365件で、滞納額合計342万円となっている。滞納者が介護保険を利用するときはペナルティがあるため、早急に納入してもらう必要がある。」との答弁でした。

以上採決した結果、認定第5号は、全会一致で原案のとおり「認定すべきもの」と決定いた

しました。

最後に現場視察の結果報告をします。

薩摩街道案内標識設置箇所、津奈木保育園、津奈木中学校、赤崎運動公園、ごみ処理場、平国コミュニティセンターの現場視察を行いました。

中学校下駄箱付近の通路が雨ですべり易いので改善をお願いしたい。また、赤崎運動公園内トイレの標識がまだ設置されていない。体育館内カーテンの撤去、並びに周辺の管理など早急な実施をお願いしたいとの意見がありました。

以上で、当委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

平成28年9月29日

教育住民常任委員会委員長寺本信介

津奈木町議会議長林賢二様

○議長（林 賢二君） 以上で教育住民常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質問を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから認定第1号から認定第7号までについて、順次討論、採決を行います。

認定第1号平成27年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 賛成多数です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

認定第2号平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 賛成多数です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。  
認定第3号平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 賛成多数です。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。  
認定第4号平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論は  
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 賛成多数です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。  
認定第5号平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論は  
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 賛成多数です。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。  
認定第6号平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論は  
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 賛成多数です。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

認定第7号平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 賛成多数です。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第8. 議員派遣の件

○議長（林 賢二君） 日程第8、議員派遣の件を議題と致します。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定を致しました。

なお、議員派遣について期間等やむを得ず変更を生じる場合は議長に一任願いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

---

#### 日程第9. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

#### 日程第10. 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

#### 日程第11. 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（林 賢二君） 日程第9から日程第11までの各委員長からの閉会中の継続調査の件

3件を一括議題とします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。

お諮りします。日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件、日程第10、総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件、日程第11、教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件は、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9から日程第11までは、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定を致しました。

---

○議長（林 賢二君） 以上で、本定例会の日程は全て終了致しました。

これで平成28年第3回津奈木町議会定例会を閉会を致します。

午前10時33分閉会

---

○議長（林 賢二君） ここで町長からの発言を申し出がっておりますので、これを許します。  
町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議長のお許しをいただきましたので、定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の言葉を述べさせていただきます。

まず、17日間にわたる長きにわたって補正予算、人事案件、また決算審査に伴う審議や現場視察など、子細にわたって御審議をいただきまして、上程致しました案件に対し、御承認、御議決を賜りまことにありがとうございました。折しも、国のほうでは臨時国会が開かれておりまして、約4兆1,000億円の一般会計追加補正が提案されており、その中に災害復旧予算や当初予算で減額された分が含まれていると思われまいます。今回、地方創生交付金では、当初ハード面が中心でございましたが、全国からの自治体の首長要望等がありまして、一部人口減少や定住、あるいは雇用につながるハード面にも使ってよろしいというようなことになりまして、内部でも検討はしておりますが、物産センターの例えばトイレでございますとか、あるいは物を仕分けする、あるいは箱詰めするようなところ、それによりまして、いろんな地場産品の物品販売等につなげればと思っております。

また、熊本地震の被災額が新聞によりますと大体3兆8,000億円とも言われておりますので、大変な復興費用がかかると思われまいます。熊本県全体の予算総額の大体5年分に相当する金額になります。被害のなかった私たちは、その分、未来への発展的投資が可能であります。将来を見据えて議員の皆様方と一緒に考えていきたいと思っております。

最後に、9月の終わりとはいえ、暑い日々が続いておりますが、過ごしやすい秋に向けて体調には十分気をつけられて、町政発展のためともども努力することをお願いし、御礼の言葉にかえさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（林 賢二君） 閉会の御挨拶を申し上げます。

第3回津奈木町議会定例会におきまして、上程されました案件につきまして、長時間にわたり決算の審査など、慎重審議の結果、原案のとおり議決を見ましたことは、議員各位の御精励によるたまものだと深く感謝を申し上げる次第でございます。また、町執行部におかれましては、今後とも、町政発展のために御努力いただきますよう心からお願いを申し上げる次第でございます。

季節は実り秋となり、稲穂も色輝いております。もう一部では、稲刈りも始まってございますが、この雨が上がりますと一齐に始まるのではないかと考えております。ただ、台風18号が発生をしております、今後の動向が気になるところでございますが、被害等出ないことを願うものであります。

議員各位には、健康には十分に御留意されまして、今後とも御活躍をされますよう心から御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶と致したいと思っております。御苦勞さまでございました。

午前10時37分終了